

平成21年6月
勝浦市議会定例会会議録（第2号）

平成21年6月10日

○出席議員 18人

1番 土屋 元 君	2番 忍 足 邦 昭 君	3番 根 本 讓 君
4番 岩 瀬 洋 男 君	5番 中 村 一 夫 君	6番 刈 込 欣 一 君
7番 岩 瀬 義 信 君	8番 寺 尾 重 雄 君	9番 渡 辺 玄 正 君
10番 児 安 利 之 君	11番 高 橋 秀 男 君	12番 板 橋 甫 君
13番 丸 昭 君	14番 八 代 一 雄 君	15番 水 野 正 美 君
16番 伊 丹 富 夫 君	17番 黒 川 民 雄 君	18番 末 吉 定 夫 君

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市 長 藤 平 輝 夫 君	副 市 長 杉 本 栄 君
教 育 長 松 本 昭 男 君	総 務 課 長 岩 瀬 章 君
企 画 課 長 滝 本 幸 三 君	財 政 課 長 藤 江 信 義 君
税 務 課 長 渡 辺 恵 一 君	市 民 課 長 関 利 幸 君
介 護 健 康 課 長 乾 康 信 君	環 境 防 災 課 長 酒 井 明 君
	兼清掃センター所長
都 市 建 設 課 長 鈴 木 克 己 君	農 林 水 産 課 長 関 重 夫 君
観 光 商 工 課 長 近 藤 勝 美 君	福 祉 課 長 田 原 彰 君
水 道 課 長 藤 平 光 雄 君	会 計 課 長 渡 辺 秀 行 君
教 育 課 長 渡 辺 宗 七 君	社 会 教 育 課 長 黒 川 義 治 君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 守 沢 孝 彦 君

議 事 日 程

議事日程第2号

第1 一般質問

開 議

平成21年6月10日（水） 午前10時00分開議

○議長（高橋秀男君） ただいま出席議員は17人で定足数に達しておりますので、議会はここに成り立ちました。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元へ配布したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

一 般 質 問

○議長（高橋秀男君） 日程第1、一般質問を行います。

質問順序表の順序により順次質問を許します。最初に、児安利之議員の登壇を許します。児安利之議員。

〔10番 児安利之君登壇〕

○10番（児安利之君） 通告いたしました各項目について、市長及び教育長に対し、順次質問いたします。

まず第1は、財政問題であります。平成20年度の勝浦市一般会計予算は、国の定めた緊急総合対策による地域活性化生活対策臨時交付金を含む最終補正で、当初予算が67億3,100万円のところ、最終的には77億6,688万7,000円となり、10億3,588万7,000円の増と、10億円以上もの規模に膨れ上がりました。

さらに、平成21年度国の予算の第1次補正が約14兆円生まれ、これによる勝浦市の経済危機対策臨時交付金は1億5,300万円程度と聞いております。

以上の財政状況を見ると、近來にない予算の膨らみが見られるのでありますが、これらの財源を本当に市民の暮らしに役立つ方向で支出することが極めて重要であります。国の14兆円の財政出動のための財源は、その大半が国債に頼るというものであり、その借金の返済の財源を消費税率の大幅引き上げによって賄うと言われております。今朝のテレビ、新聞が一斉に報道しておりますけれども、財政再建のための内閣の骨太方針の素案が報道されておりますが、9日に内閣府の試算が発表され、その中で財政再建のために消費税率を5%から12%に大幅引き上げることが盛り込まれているわけでありまして、

これらの事実を見ても、今回の措置では、一時ばらまきの大盤振る舞いのその果てに、市民、国民に対して消費税という名の大増税が待ち受けている、これでは景気がよくなるわけが決してありません。それだけに、役所だけの判断ではなく、市民の声によく耳を傾けて予算を執行することを重ねて強調するものであります。そこで、2点にわたって伺っていきたいと思います。

その第1は、平成20年度地域活性化生活対策臨時交付金1億2,070万円のうち、既に357万円はテレビ共同受信のためのアンテナ改修工事で執行済みでありますけれども、13件のうち残る12件の事業は、定額給付金給付事業を含めて繰り越し明許されているのでありまして、3月議会での市長の答弁では、この繰り越し明許費は今年の12月末まで、つまり年内にはすべて完了の予定だと、こう言われておりましたけれども、これが現在、どのような執行状況になっているのか、これについて、ま

ず伺いたい。

また、同時にその執行した後の執行残は他の事業に有効活用できないのか、あわせて伺いたいと思います。

財政問題の第2点は、国の平成21年度第1次地域活性化経済危機対策交付金1億5,300万円と言われておりますが、この運用について、どのように勝浦市としては運用しようとしているのか。既に近隣市では、6月の議会に補正予算として計上しているところもあると聞いていることから、勝浦市も少なくとも今回補正には乗ってこないけれども、事業計画ぐらひはあると思われるわけでありまして、その事業計画案について答弁を求めたいと思います。

第3点は、国はここのところ、どたばたに等しい形で地方自治体に対しても、各種の交付金や補助金をつけてきているのが現状であります。各市町村の財政当局は、もう頭が真っ白だ、お手上げだと言っている財政当局もあると聞いております。自主財源の乏しい勝浦市としては、特に国、県のこのような最新情報をキャッチする体制が、この際、必要だと思うものです。単に勝浦市で言えば、財政課や企画課だけにとどまらず、すべての課がアンテナを高くして、活用できる制度や財源を積極的に確保して、市民の暮らしに役立てるよう体制強化することを求めるものであります。市長の見解を伺いたいと思います。

次に、福祉の問題であります。勝浦市の高齢化率は、私が言うまでもなく、3年前の29%から今年は30%をオーバーし、年々その率は増加の傾向にあることは、市長、ご存じのとおりであります。勝浦市第5期高齢者福祉計画の中でも、こう述べています。

我が国の高齢化は、従来の予測をはるかに上回るスピードで進んでおり、いわゆる団塊の世代が65歳以上となり、高齢者数が急激に増加してピークに達すると見込まれる平成27年、2015年を前に、かつて経験したことのない超高齢社会の到来を既に迎えています。ちなみに、勝浦市は、今年3月末で32.26%であります。このことは、高齢者の心身の健康保持及び生活の安定、さらにはひとり暮らし高齢者の生活支援のためのサービス提供等も含め、福祉サービスの全般にわたる供給体制の確保に関する必要な措置が講じられなければなりません、このように市がみずからつくった高齢者福祉計画に分析、位置づけられているわけであります。

また、要介護高齢者の多くは認知症を伴っており、その数は今後もさらに増加すると見込まれ、認知症高齢者の特性に対応したケアの確立も急務とされています。同時に、このようにも述べているわけであります。全く切実であるということ、市当局も認めているところであります。

そこで、今年3月に発行された勝浦市第5期高齢者福祉計画、これは平成21年から23年の3カ年の計画であります。この福祉計画について、私は本来、すべての項目について、その具体的推進の方向をお尋ねしたいところではありますが、今回は第6章、計画の推進にあたって、この章の各節について、どう具体的にこれを推進していこうとしているのか、その工程表的なものについて伺いたいと思います。

福祉の第2点目は、第4期介護保険事業計画についても全面的な質疑は後に譲るといたしまして、今回は計画の第2章、地域ケア体制の整備について、具体的推進の方向をお答え願いたいと思います。

第3点目は、勝浦市の第2次障害者計画、そして第2期障害者福祉計画についてであります。今年、障害者自立支援法の附則で定められた施行後3年の後の見直しの年に当たります。私は、障害を自己責任としてとらえて、障害者が当たり前前に生活することを利益と見る法律の基本、障害者

自立支援法、すなわち今まで応能負担であったものを応益負担の原則に改悪してしまった、このやり方、これをもとに戻すことを強く求めるものであります。

その立場に立ちながら、障害者福祉計画のうち、第8章、円滑な推進に向けた方策のうち、特に応益負担に低所得者に配慮というふうに記述しておりますが、具体的な施策はどういうふうなことなのか、答弁を求めたいと思います。

障害者の第2点は、身体障害者への医療費補助はあっても精神障害者への医療費の補助制度がないと私は認識しております。県にも補助制度はないと認識しております。そこで市の裁量でこれを実施する考えはないか、答弁を求めたいと思います。

次に、農業問題であります。日本共産党は、昨年3月、「食料自給率の向上を真剣に目指し、安心して農業に励める農政への転換を」と題する農業再生プランを発表しました。

この中で4点、第1に価格補償、所得補償制度を抜本的に充実すること。第2として、大規模経営を含めて、大小多様な農家経営を支援すること。第3に、食料主権を保障する貿易ルールを追求すること。第4に、職の安全と地域農業の再生を目指すこと。この4点を提言しております。

これらに対して、政党政派を越えて、今、多くの農業関係団体あるいは個人の方から、この趣旨に賛同する旨の声がたくさん寄せられているところであります。

しかし、4月30日の政府提案で衆議院を通過した農地法の改正、これは本当に農地耕作者主義の原則が守られていくのか、そして、農業の再生ができるのか、甚だ疑問視されているところであります。

過日の勝浦市農業委員会の5月定例会に私も参加して、市内の遊休農地の実態調査の結果を見ました。その報告もありました。農業委員会あるいは農林水産課ともどもで、市内遊休農地の実態調査が各農業委員も地域を分担して調査活動を一応、終了したところであります。

この結果を見ると、森林原野化している農地が56ヘクタールにも達しております。改良しなければ耕作できない農地が73ヘクタールにも及んでおります。その上、耕作可能農地であっても、いわゆる耕作放棄地と言われる耕作が放棄されている農地も含めれば、合計244ヘクタールと推測されているわけでありまして。

私は、去る12月議会においても、地産地消の観点から農業問題を取り上げましたけれども、今述べた5月定例会における農業委員会でのこの遊休農地の集計結果発表を見て、私は再度、農業問題を取り上げざるを得ないわけでありまして。そこで、次の2点について、市長の答弁を求めたいと思います。

第1は、勝浦市の農業は、今回の農地法改正、今、継続中ですけれども、これが通った場合、どのような影響が出るのか。私は、みずから耕作に従事する者に農地取得を認めるという基本理念、いわゆる耕作者主義を投げ捨てる法改正は、勝浦市の農業の将来にとって重大な影響を及ぼし、変化が出るものと思うものであります。その影響と将来推移についていかがか、伺いたいと思います。

第2は、今、全国各地で地域農業の振興策の取り組みが進んでいます。例えば、東北地域における一定面積を持つ稲作農家に対する所得補償、あるいはまた、施設や機械更新のための補助金の支給とか、米粉用と飼料用米を作付けた農家に対する10アール当たり3万円の補助金制度とか、地産地消の一層の推進のための直売所や流通施設などの支援とか、とにかく創意工夫を凝らして、新たな取り組みがやられているわけでありまして。

今、自治体でできる施策を農業者、消費者、あるいは、場合によっては都市住民などとの交流と協力などによって創意を凝らして、この勝浦市の農業再生を進めることが肝要だと思うわけですが、市長の答弁を求めたいと思います。

次に、環境防災問題であります。私は個人的な回想にふけるつもりは決してありませんが、川端川や出水川については、殊のほか思い入れがあるわけであります。私は昭和46年に初めて市議会議員となって、数カ月経ずして経験したその年の9月の大水害を思い起こさずにはられません。地域の住民の被害はもちろんであります。真夜中、見回りから帰ったばかりの当時の古川水道課長が、奥さんとともに裏山の土砂崩れによって自宅で命を奪われた、このことも決して忘れられない出来事であります。

あのとき、議員はもちろん、市の職員ももちろん、みんな胸まで水につかって、復旧のために動いたことも思い起こすものですが、以来38年間、川端川も出水川も一定の改良がなされて、すごい大きな被害は今のところ免れております。しかし、もし想定外の降雨量があった場合、この地域は大被害に見舞われることは必定であります。私は、この川端川の抜本的な改良を求めて、繰り返し質問し、予算要望もしてまいりました。

そのような中で、平成20年度当初予算に河川基本調査検討業務委託料として300万円が計上され、1年が経過いたしました。そこで伺います。第1に、業務委託の結果、どのような結論が出されたのかを、まず伺いたいと思います。第2に、その結論、結果を踏まえて、市としてはどのような水害対策を立てようとしているのか、この辺もあわせて伺いたいと思います。

環境防災問題の第2点は、浜勝浦川、浜田屋旅館前から河口に向けての悪臭対策の問題であります。今や昔から言われている下道通り、うしろ宿通りはビッグひな祭り、いんべやあフェスタ、カツオまつりなどなどのイベントの主会場の場であり、朝市は連日開かれている場所であることは言うまでもありません。その意味では、まさにあの地域は勝浦の顔と言っても過言ではないと思うものであります。この顔から悪臭が漂うなどとは全くさまにならないわけであります。

行政の努力によってEM菌の投入や木炭によるろ過などで一定の改善がなされたところでありますけれども、しかし、最近また悪臭が戻ってきたとの近隣住民からの声を私は聞いております。せっかく改善された状態に早く戻すことが、夏期シーズンに向かってどうしても緊急に必要だと思うものであります。市長の答弁を求めたいと思います。

次に、教育問題であります。第1に、新型インフルエンザ問題について伺います。メキシコ発の新型インフルエンザは、今や世界じゅうを駆けめぐり様相を呈し、特に冬季を迎える南半球にその勢いが移りつつあって、北半球のピークはおさまりつつあるという見方も一部ありますけれども、しかし、昨日の千葉日報、あるいは今日の朝日新聞などによれば、船橋市内の14歳の女子生徒を含む6人が新型インフルエンザに感染したことが確認されたと県が発表したと報道しました。県内初の9日から4日間の休校措置がとられた、このようにも言われております。

以上のことから見ても、勝浦市内においても、いつ同様の事態が発生するやも知れません。とりわけ、子供たちが集団で生活する学校における対策は、十分過ぎることはありません。今般、新型インフルエンザ対策用として、市民に対してマスクを市民1人5枚、2万2,000人分、市職員用として防護服、ゴーグル等のセット350人分、合わせて200万円余りの予算が補正で計上されておりますけれども、それは必要であり、それはそれとしまして、まず第1に市内小中学生に対するインフルエンザ予防対策はどのように進めているか、この点について伺いたいと思います。

第2点目は、全国的に見ても、これに関連して小中学生の修学旅行中止、あるいは延期が相次いでおります。さまざまな関連する問題も起きているわけであります。そこで、市内の学校別で旅行の実施期日、あるいは旅行先、参加人員などについて伺いたいと同時に、中止または延期の状況、それを決定した日時などについても伺っておきたいと思っております。

3点目は、旅行の延期または中止に伴うキャンセル料、その他父母負担の有無があるのか、その金額がどうなのか、そして、これに対する対策については、行政としてはどう考えているのかも、あわせて伺っておきたいと思っております。

最後に、社会教育問題についてであります。「広報かつうら」5月15日付、ナンバー656号で、市民会館の使用停止についてのお知らせが掲載されております。この中で、市民会館、公民館は、地域の芸術・文化活動及び生涯学習活動などの拠点として位置づけております。そうだとすれば、少なくとも新築、完成までの2年あるいは3年後について、その期間について、代替え施設をどうするのか、私に言わせれば、本来、まず市がその計画を立案し、関係諸団体と協議していく、このことが大事だというふうに思っておったわけであります。そして、またそれが必要だと思っておるわけであります。本来なら、6月2日からの使用停止前に代替施設の計画があつてしかるべきであります。

そこで、第1に、広報で知らせている単体別の、つまり、どこそこの1団体との相談に応ずると、こういうふうに言われておりますが、それももちろん必要であります、市の代替施設の計画をもとに、公民館運営審議会があります。あるいは、社会教育委員会議もあります。勝浦市芸術文化団体連絡協議会もあります。これらの関係団体と会議を持つなどして、協議をしていくことを早急に始めるべきだとは私思うものでありますが、見解を求めたいと思っております。

第2は、市当局として、つまり教育委員会としての代替施設構想、あるいは計画はどうなっているのか、伺っておきます。

市民会館及び中央公民館の過去1年間の利用状況についても、市勢概要を見ればわかるよと言われるかもしれませんが、改めて伺いいたします。

最後に、会館使用停止後の駐車場を含む周辺の安全管理対策について伺って、1回目の質問を終わります。

○議長（高橋秀男君） 市長から答弁を求めます。藤平市長。

〔市長 藤平輝夫君登壇〕

○市長（藤平輝夫君） ただいまの見安議員の一般質問に対し、お答えいたします。

初めに、財政問題についてお答えいたします。

1点目の地域活性化生活対策臨時交付金事業の進捗状況についてのご質問ですが、本事業につきましては、国の平成20年度第2次補正予算の成立を受け、平成20年度勝浦市一般会計補正予算（第9号）で歳入予算に、国に提出した地域活性化生活対策実施計画に掲げた13件の事業に係る本臨時交付金として国庫補助金1億833万円を計上し、この事業に係る歳出予算は、入札等による事業費の減額を見込み、13件の事業費合計で1億2,070万円といたしました。年度内に完了したテレビ共同受信施設改修工事を除く12件の事業費、合計1億1,713万円を地方自治法第213条の規定に基づき、繰越明許費として本年度に繰り越したところであります。

ご質問の平成21年度に繰り越した事業の進捗状況でございますが、特別養護老人ホーム総野園のスプリンクラー施設整備工事のうち、設計監理業務及び市道松部吉尾鶴原線の災害防除事業は5月

29日に入札を執行しており、クリーンセンターごみ処理施設設備更新事業及び3件の農道舗装事業は、今月中に入札を、2件の橋りょう維持事業は7月に入札を執行する予定であります。

また、農産物直売所味彩館に対する施設整備支援事業は、工事が完了し、補助金交付事務作業中であります。

なお、保育所保育室空調設備設置事業、有害鳥獣捕獲事業及び幼稚園保育室空調設備設置工事業は、現在、事業の実施に向け準備作業中であります。

次に、事業執行後の執行残について有効に活用できないかのご質問であります。国に提出した地域活性化生活対策実施計画に掲げた13件の事業に対する本臨時交付金に係る国庫補助金1億833万円に対して執行額が交付額を下回ることができないことから、歳出予算には入札等による事業費の減額を見込み、13件の事業費、合計1億2,700万円を計上いたしました。入札等による事業費の減額が発生し、執行残が発生しても、国へ提出した地域活性化生活対策実施計画に掲げた13件の事業内で必要に応じた流用は可能であります。13件の事業以外への流用は認められませんので、考えておりません。

次に、地域活性化経済危機対策臨時交付金の運用についてお答えいたします。この交付金事業は、経済危機対策として地方公共団体への配慮という形で、国の平成21年度第1次補正予算案として盛り込まれ、5月29日に可決・成立したところであります。

この交付金の目的は、地球温暖化対策、少子高齢化社会への対応、安全・安心の実現、その他将来に向けた地域の実情に応じた地域活性化等に資する事業となっております。

また、交付対象事業は、国の補助事業にあつては、国の平成21年度補正予算に計上される事業、地方単独事業にあつては、平成21年4月11日以降の予算に計上され、実施される事業等となっております。

本市に対して交付額限度見込みとして1億5,300万円が示されましたので、市の現状を踏まえ、現在、この目的に沿った事業の選定事務を行っておるところであります。現時点では豊浜保育所園舎等老朽施設の解体工事、総野園施設整備事業、公共施設地上デジタル放送対応事業、農道舗装事業、災害防除事業、河川浚渫事業、排水整備事業、クリーンセンター及び衛生処理場施設整備事業、小学校校舎及び中学校屋内運動場耐震補強設計、及び耐震診断業務委託、小中学校エアコン設置、パソコン及びデジタルテレビ整備事業、インフルエンザ対策事業、観光宣伝及び観光案内板設置事業等を考えております。

次に、国・県の情報収集体制についてであります。議員ご指摘のとおり、いろいろな交付金等が発表されております。これらの情報収集については、現在、財政課を中心として全庁的に情報交換の体制をとっております。今後においても、これら一連の交付金制度等について、支障のないよう、事務体制を図ってまいります。

次に、福祉問題についてであります。第1点目の第5期高齢者福祉計画の第6章「計画の推進にあたって」で、各節の具体的な施策についてであります。まず第1節、福祉のコミュニティづくりで、地域ケアシステムの充実については、高齢者が住みなれた地域で尊厳のある生活を送るためには、できるだけ要介護状態にならないような予防対策から、状況に応じた介護サービスなどが切れ目なく提供されることが必要であります。家族介護者の負担を軽減する在宅福祉サービスの充実を図ります。また、社会福祉協議会や老人クラブ、民生委員、ボランティア等の資源を活用して、地域ぐるみで高齢者を支える体制を整えてまいります。

次に、第2節、地域資源の整備であります。相談体制の充実については、保健・医療・福祉に係る総合的な相談窓口となります地域包括支援センターが設置されておりまして、利用者ニーズに対応するため、この機能強化・充実を図ってまいります。

また、社会福祉協議会に委託している高齢者等相談支援事業の積極的な活用を図ってまいります。ボランティアの養成・登録・活用であります。福祉ボランティアの方々に多方面で地域福祉のため活躍していただいております。このため、社会福祉協議会にあります勝浦市ボランティアセンターを支援してまいります。

また、地域資源のネットワークについてであります。人材、施設、情報が大きな資源であり、地域包括支援センター、医師会、民生委員、介護サービス事業者、福祉活動にかかわる団体、ボランティア等との連携を図ってまいります。

次に、第2点目の第4期介護保険事業計画の第2章「地域ケア体制の整備」の具体的な施策展開についての質問であります。第1節の保健・医療・福祉の連携についてお答えいたします。

地域ケア会議の充実であります。現状でも各事案により、福祉課を初め、いすみ健康福祉センター（保健所）や、医療機関、警察、民生委員、介護保険事業所等と情報交換やケア会議を開催して、問題解決に努めております。今後においても各事案の問題に応じて関係機関と連携を図り、問題解決に努めてまいりたいと考えます。

また、必要により地域包括支援センター運営協議会においても検討会を実施してまいります。

関係機関・事業所との連携・ネットワークについては、介護保険事業所と地域のケアマネジャーが意見交換等を行い、要介護（支援）高齢者への適切なサービス提供に努めていますので、研修会の開催やネットワークづくりを支援してまいります。

また、生活や健康・介護等の早期対応に向けて、関係機関等と日ごろから情報交換を行い、切れ目ない支援に努めております。今後は高齢者の生活全体を見渡せるよう、台帳整備を進めてまいります。

次に、第2節の「地域包括支援センターの充実」について、お答えいたします。当市においては、平成19年度に地域包括支援センターを設置し、専門職3職種（保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャー）を配置し、業務を行っており、総合相談や介護予防支援の実績も伸び、高齢者支援において重要な業務と考えております。地域のニーズにこたえられるよう、地域包括支援センターの適切な人員配置を検討するとともに、関係機関等と連携を図り、機能強化に努めてまいります。

地域包括支援センター運営協議会は、年に2回開催し、意見等を聞きながら事業を実施しております。認知症支援ネットワークの構築や困難事例等の検討会を行い、的確な実施を推進してまいります。

ケアマネジメントの体制と質の向上については、地域のインフォーマルサービスの発掘に努め、フォーマルサービスと組み合わせて、高齢者支援が提供できるよう、地域資源資料集を作成して、広く活用されているところであります。

また、ケアマネジャーの質の向上に向け、市単独と夷隅郡内の地域包括支援センター共催の研修会を実施し、効果を上げております。

今後も利用者の視点に立った支援ができるよう、研修会の開催や地域の情報提供に努めて、支援してまいります。

次に、3点目の障害者計画について申し上げます。第8章「円滑な推進に向けた方策」の第2節、

「低所得者に配慮した応益負担のしくみづくり」で、具体的にはどのように進めるのかとのご質問ですが、この計画を策定している段階では、障害者自立支援法では、費用を広く全体で分かち合う観点から、各サービスに係る費用の9割以上を公費で負担する一方、利用者が所得に応じて最大でも1割まで負担する応益負担の原則が導入されておりまして、これにより第2節のタイトルとしたところであります。

障害者自立支援法施行後3年の見直し内容が示されてなかったわけではありますが、その後、利用者負担を応益負担から応能負担に方針転換があり、平成21年3月31日に障害者自立支援法等の一部を改正する法律案が閣議決定されたところであります。

このようなことから、低所得者に対する内容が盛り込まれると考えますが、法改正についての県の説明でも詳細については、現在のところ示されておりません。

続いて、精神障害者への医療費補助であります。精神障害者が継続して通院が必要な医療については、障害者自立支援法の施行により、自立支援医療として1割負担とされております。なお、所得による負担軽減措置も含まれております。

また、勝浦市としても単独事業で、勝浦市精神障害者医療支費支給事業を行っておりまして、継続して6カ月以上入院している低所得者の精神障害者については、医療費の自己負担の2分の1を補助しております。

次に、農業問題についてお答えいたします。

1点目の農地法の改正が勝浦市の農業にどう影響するのか、また、今後どう推移するのかとのご質問ですが、農地法等の一部を改正する法律案については今国会で審議中ではありますが、法改正の趣旨は、食料の安定供給を図るための重要な生産基盤である農地について、転用規制の見直し等により、その確保を図るとともに、農地の貸借についての規制を見直し、農地の利用集積を図る事業の創設等により、その有効活用を促進するとしております。

主な改正内容につきましては、まず制度の基本である農地を耕作者みずからが所有することが最も適当であるとする考え方を、農地の効率的な利用を促進するという考え方に改めるとし、農地転用規制の見直しでは、違反転用に対する罰則を強化するとし、農地の権利移動規制見直しでは、農地の権利を取得しようとする者が、農地のすべてを効率的に利用すること、また、法人の場合は農業生産法人であること等の現在の許可要件を引き続き原則とした上で、農地の集団化、農作業の効率化等、その周辺地域における効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずるおそれがあるときは、農業委員会は許可しないとの要件を新たに設けることになっております。

このほかにも遊休農地対策の強化や農地の賃貸借の存続期間について、20年以内とされているところを50年以内に改めるとしております。

また、農地法の改正とあわせて改正される予定の農業経営基盤強化促進法の改正では、関係者の合意に基づき、担い手がない地域の農地の引き受け手として位置づけられている特定農業法人の範囲について、農地の貸借規制の見直しに伴い、農業生産法人以外の法人にも範囲を拡大するとし、農業振興地域の整備に関する法律改正では、農用地区域内の農地について、担い手に対する利用の集積に支障を及ぼす恐れがある場合には、区域から除外を行うことができないよう厳格化するとしてあります。

以上が主な改正内容ですが、具体的な内容につきましては、法案成立後の政省令によって示されるため、現時点で勝浦市にとってどのような影響があるのか判断しかねますが、基本的には農業従

事者の高齢化や後継者不足等により、遊休農地や耕作放棄地が年々増加している勝浦市の現状からいたしますと、農地の有効利用や農業生産法人等の参入拡大が図れる今回の法改正により、農地という貴重な地域の資源が守られるとは思いますが、今回の法改正に伴い、市町村に新たな財政的負担等が課せられないよう、国に対し十分な財源手当を望むものであります。

2点目の地域農業振興への支援や新たな取り組みについてであります。市では平成20年4月に遊休農地の有効活用と家庭菜園に興味のある市民や都市住民との交流を目的として大楠交流農園を開設し、好評を得ておりますが、本年度もNPO法人プライムシティ生きがい村勝浦が市内小羽戸地先の水田33アール、畑5アールを活用した生きがい村市民農園を開設するに当たり、開設までの手続方法や農地の賃貸借等について支援したところであります。

また、農産物等の消費拡大や地産地消の推進を図る上で、農産物直売所が大きな役割を果たしておりますので、平成20年度の地域活性化生活対策臨時交付金を活用し、串浜新田地先の農産物直売所味彩館が実施した案内看板の増設、及び駐車場整備に係る経費について200万円の助成を行うこととしたところであります。

今後も他市町村で実施している事業等も調査研究しながら、地域農業の振興に努めてまいります。次に、環境防災問題についてお答えいたします。

初めに、川端川の改修計画についてであります。平成19年7月に時間雨量100ミリを超える集中豪雨により、勝浦、浜勝浦、沢倉地先の川端川が氾濫し、家屋への浸水、車の水没等の被害が発生しました。この地域では、古くから台風等の大雨により河川の流下能力を超えて浸水している事実があります。

このため浜勝浦川、川端川等、流域界の状況、河川施設の状況、浸水被害区域の状況を調査し、浸水被害防止のための方策を検討するため、平成20年度に株式会社共和コンサルタントに調査を委託し、川端川河川基本調査を実施したところであります。

この基本調査結果によりますと、本川である浜勝浦川と支川である川端川の合流による水位上昇、上流域の河川水路断面の不足が溢水の原因との結論となりました。

しかしながら、この対策には河川断面不足を解消することが必要であり、本川と支川との合流地点及び支川である川端川の断面不足箇所の布設がえにより対応できるものとしておりますが、用地の確保等の問題が生ずることが考えられます。今後も引き続き、本件に対しては対応について検討してまいりたいと考えております。

次に、浜勝浦川の悪臭対策についてのご質問であります。現在、浜勝浦川の浄化対策としてEM活性液を関係地域及び市民への無償配布、市が実施します直接投入で浄化等を図っているところでありますが、議員ご指摘の悪臭について、この解消には至っておらないのが実情であります。

今後も引き続きEM活性液の配布及び直接投入を継続してまいりたいと考えます。

一方、近年、特に川底にヘドロ等が堆積し、それが悪臭の大きな原因にもなっており、ヘドロ等を除去するための浚渫を行ってまいりたいと考えております。

以上で児安議員の一般質問に対する答弁を終わります。

なお、教育問題につきましては、教育長より答弁いたさせます。

○議長（高橋秀男君） 答弁中ですが、午前11時10分まで休憩いたします。

午前10時59分 休憩

午前11時10分 開議

○議長（高橋秀男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を続けます。次に、松本教育長。

〔教育長 松本昭男君登壇〕

○教育長（松本昭男君） ただいまの児安議員の一般質問に対しお答えいたします。

初めに、新型インフルエンザに伴う予防対策についてでございますが、議員ご指摘のとおり、新型インフルエンザは、日本はもちろんのこと、世界じゅうの国々に広がり、人々の生活等に大きな影響を与えています。市内の学校でも例外ではなく、感染の予防や行事の変更等において影響がありました。

そこで、第1点目のインフルエンザの予防対策について申し上げます。学校における管理については、毎日、児童・生徒の出欠席の状況を把握するとともに、健康観察を一層強化して発見に努めること、また室内の温度や湿度を適切に保持できるよう心がけ、換気についても気を配ること、さらに、予防接種の意義について関係者に周知するなど、予防対策に配慮しています。

次に、児童・生徒に対する主な指導について申し上げます。

まず、過度な厚着を避けるとともに、衣服の清潔、栄養の摂取、十分な睡眠、適度な運動等に留意させ、身体の抵抗力の増進を図るように指導します。

次に、汗をかいた場合の処置等について指導します。学校や家庭において適時うがいや手洗いの励行を徹底するとともに、入浴後の保温等に注意し、健康な日常生活を営むよう指導します。

次に、家庭との連携の面ですが、必要に応じて医師の診断を受けること、インフルエンザ流行時には人込みや繁華街への外出を控え、外出時のマスク着用についてお願いいたしております。

なお、せきエチケットの勧奨ということで、ティッシュやマスクの利用についても依頼いたしております。

次に、新型インフルエンザの予防対策についてでございますが、感染する時期は異なりますが、基本的には予防対策は同じでございます。国内での新型インフルエンザの発生後については、国や県からの新しい情報を把握するとともに、夷隅保健所や介護健康課等と連携し、学校の指導に当たりました。新型インフルエンザに係る対応相談について、保護者あてに文書で通知したり、休業日に新型インフルエンザの発生に備えて連絡網の確認をいたしました。

次に、各学校別の修学旅行の実施状況について申し上げます。小学校については、現在までに7校中4校が実施しています。行き先は、すべて鎌倉・箱根方面です。上野小学校は5月19、20日と、教職員3名を含めて17名で実施しました。興津小学校及び豊浜小学校は5月14、15日において、興津小学校は教職員3名を含めて23名、豊浜小学校は教職員4名を含めて17名で実施いたしました。清海小学校は5月20日、21日と、教職員3名を含めて14名で実施いたしました。

なお、郁文小学校及び総野小学校は10月、勝浦小学校は11月に実施予定となっております。

次に、中学校についてでございますが、中学校3校とも京都・奈良方面への旅行でしたが、大阪府及び兵庫県等で新型インフルエンザ感染者が発生していたため、3校とも延期いたしました。個々に申し上げますと、勝浦中学校は実施予定日が5月20日から22日までで、教職員8名を含む74名で行く予定でした。旅行延期を決定した日は5月18日です。なお、再実施予定日は8月2日から4日と聞いております。

北中学校は、実施予定日が5月24日から26日までで、教職員6名を含む44名で行く予定でございます。

ました。旅行延期を決定した日は5月19日です。なお、再実施予定日は8月2日から4日と聞いています。

興津中学校は、実施予定日が5月26日から28日までで、教職員5名を含む39名で行く予定でした。旅行延期を決定した日は5月18日です。なお、再実施予定日は9月9日から11日と聞いています。

次に、延期に伴うキャンセル料についてですが、これについては3校とも延期ということであり、基本的には同じ旅館等を利用するということで、業者等と交渉しましたので、いわゆるキャンセル料はなしということでございます。

なお、延期について実施時期等が異なるということなどから、勝浦中学校は200円、興津中学校は560円、当初の料金よりも増える聞いています。また、北中学校については100円安くなると聞いています。

勝浦中学校及び興津中学校の増額分については、実施時期を変更したことなどから生じたものであります。その負担につきましては、両校ともPTA会費から捻出する予定であるとのことで報告を受けました。よって、個々の保護者の負担はなしということになります。

次に、市民会館、中央公民館閉館に伴う代替施設の確保及び各種講座の閉講にいてでございますが、1点目の市民会館及び中央公民館の利用形態については、単に利用団体と行政との相談によって決定するのではなく、市の代替施設の計画をもとに、公民館運営審議会、社会教育委員会議、芸術文化団体連絡協議会などとの会議を持ち、早急に取りかかるべきではないかのご質問であります。中央公民館の建物の状態につきましては、既に使用停止いたしました市民会館と同様の状態であることから、利用団体の意向を集約し、早急に代替施設の利用計画をまとめた上で、公民館運営審議会、社会教育委員会議、芸術文化団体連絡協議会などと会議を持ち、今後の行事の運営方針を決定してまいりたいと考えております。

2点目の代替施設構想につきましては、中央公民館で現在実施されている各種教室、講座等の代替施設といたしまして、勝浦集会所、興津公民館、上野集会所、総野集会所の4施設を利用して実施できないものか、検討を行っているところであります。

また、市民会館につきましては、基本的に貸館業務ということから、代替施設については困難であります。6月以降予定されている市主催の行事につきましては、市内の学校体育館や民間施設を借用して実施する方向で検討を行っております。

3点目の市民会館及び中央公民館の過去1年間の利用状況につきましては、平成20年度の実績で申し上げますと、中央公民館につきましては利用できる会議室等の7室について、利用件数は延べ1,336件、利用人数は延べ2万300人です。

また、市民会館につきましては、ホールの利用件数が180件、利用人数は延べ1万3,400人、ロビーの利用件数が72件、利用人数は延べ2,200人、合計で利用件数は252件、利用人数は1万5,600人となっております。

なお、市民会館の利用件数及び利用者数には、ビッグひな祭りは含まれておりません。

4点目の会館使用停止後の駐車場を含む周辺の安全管理についてであります。市民会館の使用停止後は、早速、注意書きの掲示を行うとともに、建物周辺にくいを打ち、ロープを張って囲うことにより、通行する人や車両に対する落下物による被害防止対策を行ったところであります。

以上で児安議員の一般質問に対する答弁を終わります。

○議長（高橋秀男君） ほかに質問はありませんか。児安利之議員。

○10番（児安利之君） 財政問題から再質問させていただきます。まず、さっきの答弁で国の第2次補正の13件の執行残の流用についての答弁で、13件の中だったらやり取りはできると。でも、それ以外の新たな事業についてはできませんよと、こういう答弁であったような気がしたんだけど、それでいいのかな。

そうだとすると、具体的に地デジ対応の共同受信施設改修工事は終わっちゃってるけれども、その他の、例えば、クリーンセンターのプレス機のみで2,100万円なんだけれども、ほかにも老朽化している中でのその他施設改良なんかにも執行残が使えていけるのか。有害鳥獣捕獲事業だって、わなが1基5万円の100基だけれども、この辺でもっと違うわなの基数の増加とか、その他に流用できるのか。あるいはまた、味彩館の整備についても、さらに予算投入ができるのかどうか、そんなところをまずお聞きしたいわけですね。それが可能だとするならば、その点についてやる気があるのかなということでもあります。

もう一つは、今に関連して、臨時交付金の執行状況はいかにと聞いたところ、もう一度ゆっくり言ってもらいたいんですが、テレビ共同受信施設改修工事は済みだというのは承知している。老人ホームのスプリンクラーが設計監理をやったと。その他、わからないので、もう一度、答弁をお願いします。

特に保育所、幼稚園のエアコン、これについても準備作業をやっているといたって、エアコンは冬は暖房使うかもしれないけど、特に夏は冷房が大事なので、この時期までといたって、もう時期が来ているわけで、もうそろそろ梅雨に入ると。そういう中で一刻も早く設置する必要があるのではないかな。テレビの地デジ対策といたって、今つければ見れるけれども、本放送は2年後でしょう、全国一斉は。時期にかなった歳出をしてもらわないと生きてこないわけですね。そういう点、どうなのか。特に空調設備については、せっかくやるのなら、一刻も早く設置するというのを言いたいんですけど、その点についてはどうなのか、伺います。

次に、地域活性化経済危機対策臨時交付金ですね。1億5,300万円。これ、勝浦市の場合は、事業は大体固まったと、今、答弁がありました。それを固めたら、いつ予算化して議会に諮ってくるのかということ。この6月定例会は19日で終わってしまうので、これは無理かどうか、私は判断できないけれども、その後、仮に6月定例会の最終までにできないとするならば、7月ないし、その後の臨時会でも開くのか。私が1番目に言ったように、前年度でいろいろな交付金を合わせて、一般会計で当初予算から見れば60数億円から70億円で10億円以上膨らんだでしょう。これはこれとして、今言ったクーラーも含めて、繰越明許はどんどん執行してもらわなければ困るんだけど、そのほかに今度の2009年度の第1次補正の1億5,900万円だって、決まれば、どんどん執行すればいいのです。そういう点では、私が出た情報の中では、例えば、長南町で60ある橋を30ばかりは全部耐震化させちゃうんだとか、いろいろアイデア出してやっているらしい。はっきり言えば、隣のいすみ市では6月補正で出してきた。何をやるかと思ったら、ここは市が合併で大きくなっちゃったから交付額は3億8,200万円です。道路改良、排水舗装整備とか、そのほかに商店街の振興事業、プレミアつき商品券発行に2,000万円とか、いろいろ計画が出ています。

私、びっくりしたのは、JR大原駅にエレベーター2基設置、7,500万円をJRが出して、県補助金が2,500万円、市が5,000万円で、合わせて1億5,000万円、エレベーター設置だとか、いろいろ計画出して補正で組んできている。

そういうことで、それをまねしろとは言いませんけれども、しかし、勝浦市だってエレベーター

の要望は結構強いですよ。さっき言ったように、高齢化がどんどん進んでいる中で、そういう必要性も出てきていると。それはそれとして、いずれにしても、早いところ予算化して議会に提案する必要があるんじゃないですかと言いたい。

さっき、べらべらべらと答弁してくれましたけれども、2009年度の第1次補正について幾つかあります。もう少しゆっくり、もう一回、答弁してください。

その中で1つ聞こえたのが、河川浚渫というのがありましたけれども、これは私が今、一般質問で言った河川の浄化とあわせて、市長がEM菌を引き続き投入すると。あわせて浚渫するという答弁があったけれども、それに当てはまる計画なのかどうか、具体的にひとつだけ聞いておきます。恐らくあそこを浚渫すれば1,000万円前後のお金がかかると思うのです。その点についてご答弁をいただきたい。

財政問題の3点目として、今後の問題として、地域活性化公共投資臨時交付金があるはずですね。地域活性化公共投資臨時交付金、道路等の公共施設についてやるんだらうけれども、これは、恐らく補助事業のうちの市単部分の9割を補助するというものじゃないかなと、私は思っているんですけど、これだとすれば、言ってみれば、8割ぐらい向こうから金が来て、2割が市がぶち出して、そのうちの9割を補助してくれる。実質的には1割にも満たない、ただとまではいかないけども、ほんの少しの懐を痛めるだけで事業ができる。これだって早急に計画を立てて、よく執行部に聞くと、さっきの答弁もありました。県から細かな情報が来てないと。来てなきゃ聞きに行けばいいじゃないか。座っていて情報が来るのを待つんじゃないで、来てなかったらあらゆる手段を講じて聞き出すと。県がわからないといったら、所管の国の官僚に聞けばいいじゃない。そういう体制をとれと言っているのです。

もっと市民の福祉や暮らしをどう守るかという立場に立ったら、本当に真剣になって、予算獲得に動く。あるいは、そういう情報をキャッチするために動くということが、率直に言わせてもらって、余り見えないということを言わせてもらいたいが、そういう点でどうなのか。今の点は別としても、公共投資臨時交付金の関係について答弁をいただきたい。

福祉の関係は、関連してで申しわけないのだが、参議院の厚労委員会で私どもの小池政策委員長が厚労大臣に対して質問していましたが、結局、今度の介護認定について基準が改悪されて、寝たきりであっても要介護じゃなくて要支援に落とされてしまうという矛盾が出ちゃうわけですね。これに対してどうなんだということに対して、厚労省では、それは基準を改めるようにするというような答弁があったんです。恐らくそれは各介護保険の事業者に対して、何らかのその答弁を受けた方針変更があるはずなんだけど、そういう点について、あったら担当からご答弁をいただきたい。

もう一つ、障害者医療費補助、これは市単でやっている、私も不勉強で申しわけない。しかし、それが低所得者や市民税非課税世帯とかいろいろあるんだらうけれども、改めて基準と2分の1というのについて、現状はどうか、もう少し幅を広げるつもりはないかどうかをお答えいただきたい。

農業問題なんですけど、問題は、いろいろ歯どめをかける修正案が出され、確かに附帯決議もつきました。しかし、基本は、その理念である耕作者主義、耕作者がその農地を移転しても、耕作者になるんだよという耕作者主義が、憲法で言えば基本理念が今度、外されたんですよ。そこに大きな問題がある。

例えば、農業関係の法人といたって、やがてはそれが拡大していくと。代理人で取得するという抜け道だってあるだらうし、農業委員会がチェックするといったって、それが一たん、所有権が

移転すれば、そこまで及んでいかないという状況がある中で、勝浦なんか山間谷津田が多いから、そういう大きな法人が勝浦みたいな農地を、東北のような平らみのある、あるいは千葉県でも多古やあっちのほうの平らみのあるところと違って、法人が取得しないよと言うかもしれないけれども、逆にそういうところを取得しておいて、産業廃棄物の処分場だとか、あるいは一廃の処分場だとか、そういう格好な場所ですよ。そういうふうにならざるを得ない可能性だって十分あるわけです。

そういうことからすると、何と言っても、農業問題では遊休農地をどう活用していくか。そうは言っても、それは難しいのは私もよく承知しています。何年か農業委員として勉強させてもらったので、そんな口で言うほどうまくいかないよというのも重々承知です。しかし、当面してそのかぎになるのは、耕作放棄地の解消、あるいは有効利用を促進するという点で、当面しては耕作放棄地対策協議会が設けられているわけでしょう。この設けられている協議会を、どういうふうに関与させるのか、どういうふうに関与していくのか、まずメンバーはどういうメンバーになっているのか、会議はどのくらいの頻度で持たれているのか。もっと言えば、その対策協議会が担い手のあっせんだとか、集落営農の組織化の促進だとか、こういうことなども仕事の範疇に入れて、場合によっては農業委員総出でそれに協力しながら、何とか遊休農地を活用していくという方向は、法がどうのこうの言っても、自治体でもできる仕事じゃないですか。そういうことをやる気があるのかないのか、それについて農業問題では伺いたい。

次に、環境問題ですが、特に川端川がこの間、市長の家の近辺まで、昔から川端と出水、特に川端は旧旭造船の社宅と川端川近辺、沢倉の深田近辺は歴史的な水場として近隣住民は苦労しています。やっとコンサルによる方向が出た。

今、答弁があったけれども、その方向はどうなのか。今後引き続き検討していきたいと言うのだけれども、そんなことでいいのかと。コンサルの方向は、改善するためには手法は幾つか出しているんでしょう。どういう手法が出されたのか。例えば、トンネルをもっと掘るのか。かつて、勝浦区代表として出た浅野毅一議員のときに、あの浜勝浦の今、言えば、私のうちの分家と佐藤さん宅の間から本行寺の山をつん抜けて、浜勝浦に渡るトンネルが掘られました。それによって水を分散させるというやり方が40年以上前に、かつてやられた。しかし、それでもなお、これは解決してないのです。そうなってくると億の金がかかるだろうと、私は推測します。しかし、だからといって、金が億単位だから永久にやれないよというんじゃない行政じゃないわけです。どういう手法を使ったならば、行くのか行かないのか。それは少なくとも市の総合計画なり、そういうものに持っていく必要があるんじゃないですか。そういう点で、再度、防災問題については答弁をいただきたい。

さっきの国の1次補正に対する答弁の中で河川浚渫ということを書いていましたが、それはその財源を使うのかどうか、あわせて伺います。

ですから、言ってみれば、両方の河川とも上流と下流ですから、臭気の問題は上流から問題提起して、地域の営業している人や一般の家庭の人たちの協力を得ながら、河川浄化していくという方向を同時に抜本的にやっていかなくちゃいけない。だから、当面する施策と抜本的な施策を両面で、ぜひやっていてもらいたいと思うんですが、その点について伺いたいと思います。

教育問題ですが、ほぼわかりました。旅行についてはわかりましたが、こここのところへきて、千葉県でもそっちこちというふうに出てきているので、特に学校については、そうは言っても、子供たちは元気ですから、なかなか思うようにいかないと思うんですが、一層、その辺の対策を強化していく必要があるだろうと考えます。

関連してついでに申しますが、学校給食共同調理場だって、今も十分やっていることはわかります。なお一層、その辺については注意を喚起していく必要があるだろうと思いますけど、まとめて結構ですから、ご答弁をその点についていただきたい。

最後に、市民会館、公民館問題ですが、市民会館を主に使う、これは民間も使いますが、主に市の行事ですね。成人式あり、消防出初式あり、その他ありということなただけでも、それは執行部が対応するという事だから、それでいいんですけど、問題は各種教室、各種団体が毎日のように夜、昼を問わず、サークル活動や、あるいはいろんな教養活動をやっているわけで、その場合に、例えば、串浜の福祉センターなんか調理室もあれば、広間もあれば、カラオケもついていればピアノも設置されているというような、ああいう施設の利用も考えられるし、また旧行川小、これだって学校としての施設ですから、相当いろいろ機具器材、そろっているはずですね。

だから、そういうところを使用する場合に、今、公民館で雇い上げている夜間における管理人、賃金者、こういう人たちが1人や2人ではなくて、各そういうところに配置して、社会教育なり、社会活動は主に夜なんです。昼間からぶらぶらしている人なんてそんなにいませんから、昼間でやる場合もあるけれども、夜が必要なので、5時以降、少なくとも9時、本当は9時半ごろまで開いてもらわないと、なかなか対応し切れないんですよ。特に女性軍は自分のうちの夕飯をつくって出てくるから、6時集合、7時集合といったって、なかなか無理だと。7時半ごろから集合ということになれば、9時半ごろまではせいぜいやらなきゃ、とても時間的に余裕がないということから、夜間の管理をどういうふうにするのか。そのグループの責任者に、責任を持ってかぎを管理してもらうのか、あるいは、雇い上げた管理人によって、そこの施設を管理していくのか、そういうことも含めて、計画を立てなければ意味がない。

今まで私以外の議員も、私ももちろんそうなんだけれども、公民館、市民会館があそこまで老朽化して、それが放置されたということの責任を問うとは言わないが、我々も含めて、なぜ、そこまで、ぎりぎりまで行ってしまったのか。閉鎖しますよ、停止しますよという時間的余裕は1カ月か2カ月でしょう。それで対応しろといったって、なぜもっと早くからそういう老朽化の状況を行政が把握して対応していなかったのかという、ある意味、重大な問題ですよ。そこを今、私はどうのこうの言いませんが、そういう意味では、代替施設であっても、できるだけ今の中央公民館や市民会館を利用するような水準に可能な限り近づけると。そういうことがぜひ必要です。そうなってくると、夜間使用の問題が当然出てくるわけだから、そういう点も含めて、さっき言った賃金者による管理体制、こういうものも含めて、どういうふうに計画しようとしているのか、ご答弁をいただきたい。以上です。

○議長（高橋秀男君） 午後1時まで休憩いたします。

午前11時47分 休憩

午後 1時00分 開議

（18番 末吉定夫君入席）

○議長（高橋秀男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。最初に、藤江財政課長。

○財政課長（藤江信義君） お答え申し上げます。まず1点目の生活対策臨時交付金の執行状況でございますが、本年度に繰り越されました12事業のうち、保育所あるいは幼稚園、このエアコンにつき

は後ほど、担当課長からご答弁をお願いしたいと思います。

残り10事業につきましては入札あるいは予算執行上の関連がございますので、私のほうから答弁をさせていただきます。

3月議会に提出いたしました資料の表の順に、順次ご説明させていただきます。

まず、特別養護老人ホーム総野園のスプリンクラー、施設整備工事でございますが、設計管理業務委託につきましては5月29日に入札をして執行してございます。この設計関係が完了次第、入札というような手順で進めてまいりたいと考えております。

次に、クリーンセンターごみ処理施設設備更新事業でございますが、これにつきましては6月30日、今月末に入札を予定しております。

次に、有害鳥獣捕獲事業でございますが、これにつきましては担当課のほうで7月上旬から11月にかけて事業を実施する予定ということで聞いております。

次に、直売所整備支援事業、味彩館の関係の支援でございますが、既に工事は5月中旬に実施済みでございます。現在、補助金の交付事務作業中でございます。

次に、農道舗装関係、3件の事業がございますけれども、これにつきましても、今月末、6月30日ごろ入札を予定しております。

次に、災害防除工事、市道松部吉尾鵜原線でございますが、これにつきましては5月29日に入札を執行済みでございます。

次に、橋りょう維持事業につきましては、2件ございます。大楠橋と沢倉橋、2つございますけれども、これにつきましては7月末ごろに入札を予定しております。

以上、10件の執行状況でございます。

もう一点、生活対策臨時交付金の執行残の取り扱いということでございますが、入札等によりまして事業費の減額が発生をし、執行残が発生するということも想定できるわけでございますが、国へ提出いたしました地域活性化生活対策実施計画に掲げた、先ほど申し上げました13事業でございますが、13の計画事業内で過不足が生じた場合、必要に応じた流用は認められております。ただ、13の計画事業外への流用は国から認められておりませんので、考えておりません。

次に、3点目の今回の国の平成21年度補正予算の経済対策臨時交付金の補正予算計上時期と公共投資臨時交付金との関係でございますが、これは関連がございますので、まとめて答弁をさせていただきます。

今回、平成21年度の国の第1次補正予算、経済危機対策関係経費として14兆6,987億円が計上されておるところでございます。8つの柱がございますけれども、その中の柱の一つが地方公共団体への配慮としまして、総額2兆3,790億円が予算に計上されております。この2兆3,790億円も2つの項目に分かれます。1つが、先ほど来ご説明しております経済対策臨時交付金、総額1兆円、勝浦市の配分が1億5,300万円というものがございます。もう一つの柱が、公共投資臨時交付金、総額で1兆3,790億円、別枠でございます。

この交付金の内容につきましては、国の1次補正予算により公共事業というものが相当組みまわっております。この公共事業の追加に伴いまして、地方負担の総額の9割を1兆3,790億円で見ますよという制度です。例えば、国の第1次補正予算に計上された公共事業費等を国庫補助の採択を市町村で受けたというような場合に、仮に、例えば事業費が1,000万円で、国庫補助が2分の1だと仮定をし、県の補助金はないという仮定のもとで考えますと、市の負担分は500万円になるわけでご

ざいますが、そのうち9割程度をただいま申し上げました公共投資臨時交付金で交付される。したがって、1,000万円の事業でも市町村負担は50万円程度、こういうもので公共投資事業が執行できるという制度になっております。また、先ほど来、経済対策臨時交付金、別枠の1兆円がございしますが、その計画事業に公共投資臨時交付金の対象となった、国庫補助となった事業の地方負担分、先ほど例として50万円申し上げましたけれども、それを組み込むことも可能という制度になっております。したがって、場合によっては市町村負担ゼロで公共投資事業ができる可能性もあるということです。

財政のほうからの考えといたしますと、公共投資臨時交付金に該当する、あるいは採択の可能性があるものをきっちり検証しないで経済対策臨時交付金に計画事業に位置づけた場合、ある意味では市町村が損をすることになります。したがって、経済対策臨時交付金の検討とあわせて、公共投資臨時交付金として市の望むような事業が採択されるかどうかという可能性を十分検証しなければならないというふうに思っています。

経済対策臨時交付金につきましては、国、県、市町村への情報の流れが一元化されております。内閣府から県の市町村課、そして市町村のほうでいろいろ情報のやりとりができるわけですが、問題は公共投資臨時交付金のほうは、公共事業を行う各省庁が情報のもとでございまして、それを通じて県の各課のほうに各市町村は情報を集めなければならないという状況でございまして、現在、各課にお願いをしておるのは、各課の窓口を通じて、今回の国の第1次補正に計上されている公共事業、ハード、ソフト含めまして、国庫補助事業の細かなメニュー、そして公共投資臨時交付金に採択が可能なのかどうか、こういうものを各課にお願いをして情報を収集しておるところでございまして。

また、国におきましても、この2つの制度を有効に使いなさいというような通達も来ておりますので、そういう線に沿って考えなければならないということでございます。

いずれにいたしましても、公共投資臨時交付金に該当する事業、こういうもののめどが立った段階で事業の緊急度、重要度、こういうものを総合的に勘案して、経済対策臨時交付金の最終的な事業計画を選考する必要があると考えております。

また、国の第1次補正につきましては、緊急性を要すると、早く各市町村とも予算を上げなさいというような指示が来ておりますけれども、県内の36市の状況を調べましたところ、6月補正、最終日になると思いますが、補正予算に計上するのはいすみ市を含めて3市、7月あるいは8月、臨時会を予定をしておるのが5市、それ以外の9月補正予算を考えておるのが24市でございます。また、6月4日段階で調べた資料ですけれども、今もってまだ未定が4市というような各市の取り組み状況であるということでございます。

いずれにいたしましても、遅くとも9月補正予算までには、何とかこの経済対策臨時交付金の計画事業につきまして予算計上したいと考えております。以上です。

○議長（高橋秀男君） 次に、田原福祉課長。

○福祉課長（田原 彰君） ご質問、2点、あったかと思えます。まず第1点目の保育所のエアコンの設置でございます。夏までにとということで、ごもっともお話だろうとは思いますが。ただ、今年度に入りまして、私ども入札するための仕様書を作成しなきゃいけないという状況の中ですぐとりかかったわけですが、保育所の部屋、それぞれが形状が若干違う、ボリュームが違うということで、それぞれの部屋に応じた機器設置をしなければならないということで、専門の方のアドバ

イスをいただきながら、その仕様に取りかかっております。

現在のところ、どこの部屋にどの程度の性能を有する機器を設置するかというところまでは進んでおりますが、それが決まりましたら、次に電源のコード敷設ということで、これも場所によりましてそれぞれ仕様書に明示しなければいけないということで、4月上旬から取りかかり、7月末ぐらいになって設計書がようやく完成するというような見通しでございます。それ以降、入札にかかり発注をしたいと考えております。

なお、その機器については、通常の家産用のものとは違ひまして、基本的に受注生産という方式だそうでございます。製品がそのままあるというものではないので、その製造にまた二、三カ月要するというようなお話も聞いております。いずれにしろ、そのようなことで、少しでも早く、我々としても設置したいということで、今後も努力してまいりたいというふうに考えております。

次の精神障害者への医療費の補助、医療費の支給でございますが、この制度につきましては、まず精神障害者の属する世帯の世帯員が前年度分の所得税納税義務を負わない者の世帯、これを低所得世帯というふうに定義づけておりますが、この低所得世帯で保険医療機関におきまして入院期間が継続して6カ月以上にわたる精神障害者に対して、そのかかった医療費の2分の1を支給するという制度でございます。平成20年度の例を申し上げますと、約200名の方がこの対象者ということでございまして、この制度を活用しているということでございます。

それと、この2分の1の幅を広げるつもりはないかということでございまして、今回、この制度をこのまま堅持してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（高橋秀男君） 次に、渡辺教育課長。

○教育課長（渡辺宗七君） 申し上げます。最初に、幼稚園のエアコン設置ということで、ご質問にお答えいたします。教育課といたしましては、エアコンの設置に向けまして早急に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

次に、新型インフルエンザ対策でございますが、市内の学校及び給食センターにおきまして、引き続き予防対策を強化し、新型インフルエンザの予防に対しまして努力してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（高橋秀男君） 次に、滝本企画課長。

○企画課長（滝本幸三君） それでは、地域活性化経済対策臨時交付金の件につきまして、お答えをいたします。先ほど市長から答弁がありましたけれども、再度申し上げます。

この交付金の目的に沿った事業の選定を今現在進めておるところでありますけれども、現時点では豊浜保育所園舎等老朽施設の解体工事、総野園施設整備事業、公共施設地上デジタル放送対応事業、農道舗装事業、災害防除事業、河川浚渫事業、排水整備事業、クリーンセンター及び衛生処理場施設整備事業、小学校の耐震補強設計、中学校の屋内運動場の耐震診断業務委託、小中学校のエアコン設置、パソコン及びデジタルテレビの整備事業、インフルエンザ対策事業、観光宣伝及び観光案内板設置事業、これらを現在は考えております。

なお、先ほどお話のありました河川浚渫事業につきましては、担当の都市建設課からもう一度、答弁させていただきます。

先ほど財政課長も申し上げましたように、これは公共投資臨時交付金の関係もございまして、今後はこれらを精査し、確定をしていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（高橋秀男君） 次に、鈴木都市建設課長。

○都市建設課長（鈴木克己君） 私のほうからは河川について、2点お答えさせていただきます。

まず1点目につきまして、浜勝浦川の浚渫について、具体的にということですが、市の管理する準用河川であります浜勝浦川につきましては、朝市や商店街への連絡道に隣接しております、以前から観光客、また地元から悪臭の問題は大きく取りざたされているところでございます。

悪臭問題につきましては、環境面から対策をこれまでもしておりますが、下床にたまったヘドロが一つの要因でもあることから、今回、交付金事業での対応で取り入れてもらうことにいたしました。

具体的には、浜田屋旅館前から浜勝浦橋の次の川島橋までの間に堆積したヘドロをバキュームで吸い取りでヘドロをとりまして、その後、全体的な流れを確保するという整地を含めた工事で今、計画をしているところでございます。

続いて、川端川河川の基本調査の結果についてでございますが、これにつきましては、先ほどの答弁のとおり、昨年度、川端川の河川基本調査検討業務ということでコンサルタント会社に委託して成果品として上がってきております。

その中で川端川の今後の改善のための手法はどのようなことが出されているのかということで、コンサルタントの出した調査結果につきましては、当該流域の総流域計算の結果、本川と支川の合流による水位の上昇、また上流域の河川水路断面の不足が溢水の原因ということになります。

それに対しての工法としては3点ほど検討されたようですが、1つは水路のかさ上げ、2点目は水路の敷設替え、3点目は下水道整備という3点に対して検討した結果、1点目の水路のかさ上げについては、場所によって最大で1メートル80センチほどのかさ上げをしなくてはならないということで、これは基本的に無理があるということで不採用、また、下水道整備についても、これまでも何年か前に下水道については検討した経緯がございますが、莫大な費用、日数もかかるということで、今回についてはこれも不採用ということで、採用すべきは水路の敷設替えではなかろうかと。

この水路の敷設替えという問題ですが、川端川はご存じのとおり、非常に幅員の狭い水路でして、その幅員を広げることによって、大量の雨が降った場合に、川端川でまず水をとって、それを浜勝浦川に合流させていくと。そして、また合流地点についても、カルバート管といいますか、トンネルになった部分の入り口が非常に狭いので、そのところを浜勝浦川に流入をよくするように改良する必要があるのではないかとというような結論に至っております。

また、下流の浜勝浦川については、今のところ溢水するような状態ではないということですが、今後、この調査結果に基づいて解消するということは、当然しかるべき措置になってくると思います。今、コンサルのほうで指定された事業を実施するに当たっては、用地の取得、また工事費の捻出などを考えますと、早急に対処すべきことではあります。平成23年からの次期総合計画の中で具体的な対応について盛り込み、検討していきたいというふうに考えます。以上です。

○議長（高橋秀男君） 次に、乾介護健康課長。

○介護健康課長（乾 康信君） 要介護認定の見直しの関係でございますが、議員ご指摘のとおり、平成21年4月より介護認定調査内容が大幅に改正されたところでございます。しかしながら、県を通じ、厚生労働省より4月17日付で通知がございまして、平成21年4月より更新申請対象者の見直しに際しまして、利用者に引き続き安定的なサービスの提供を可能とする観点から、仮に重度から軽度になった対象者に経過的な処置といたしまして、更新前の要介護度とする取り扱いになりました。そのため、要介護者の不安が取り除かれたわけでございますが、本市といたしましては、更新認定

時に認定調査員がその旨、利用者に周知いたしまして、利用者の不利益のないよう、今現在、事務を進めておるところでございます。以上です。

○議長（高橋秀男君） 次に、関農林水産課長。

○農林水産課長（関 重夫君） お答えします。耕作放棄地対策についてでございますけども、まず地域協議会でございますが、勝浦市では去る5月12日に勝浦地域耕作放棄地対策協議会を設立いたしました。委員構成につきましては、まずいすみ農業協同組合勝浦基幹支所長、千葉県夷隅農林振興センター次長、並びに同企画振興課副主幹、それと勝浦市農業委員会事務局長、さらには勝浦市土地改良区主任主事、及び私、勝浦市農林水産課長の6名で構成しております。

2点目の協議会を開催する頻度でありますけども、通常ですと年一、二回を予定しておりますが、今年度につきましては、さきに農業委員会の協力をいただきまして、耕作放棄地全体調査の結果を踏まえまして、耕作放棄地解消計画を策定するということとなりますので、耕作放棄地の再生をどのような方法で実施するか、多くの意見を出していただく必要がありますので、今年度は計画策定までの間はなるべく頻繁に開催し、意見集約をしたいと考えております。

また、3点目の耕作放棄地の再生に当たっての担い手への利用集積、あるいは集団営農移行等につきましても、同協議会で十分協議することとなりますが、議員ご指摘の産業廃棄物等の捨て場となるようなことが絶対ないよう、再生計画策定に当たっては配慮してまいりたいと、考えております。以上です。

○議長（高橋秀男君） 次に、土屋 元議員の登壇を許します。土屋 元議員。

〔1番 土屋 元君登壇〕

○1番（土屋 元君） それでは、通告に従いまして、4点ほど質問させていただきます。

まず1点目でございますが、観光振興策についてでございます。昨今の経済情勢の激変により、社会情勢や政治情勢がますます不透明になり、将来の予測が非常に難しい、先が読みにくい混迷、困惑の時代に突入したという認識は、多くの方が共有する認識ではないかと推察いたします。

このような状況下にあって、勝浦の基幹産業の一つであります観光振興策の推進は、観光産業に携わる市民のみならず、勝浦市の経済活動にとっては生活を左右する重要な課題と認識しているものと推察いたします。

そこでお尋ねいたしますが、1点目は、本年の主な施策はどのようなものがあるか。これは確認の意味でお尋ねいたします。

次に、2点目ですが、勝浦有料道路が無料化され、1年が経過いたしました。観光施設や商店街案内、また勝浦市の全体を見直した案内看板の整備が必要ではないかと、私は平成19年9月議会で質問させていただきましたが、その後の進捗状況はどのようになっているのか、詳しくお聞かせ願いたいと思います。

次に、3点目ですが、国道128号の串浜地先、具体的にはデイリーヤマザキがある店の前の旧勝浦有料道路案内標識でございますが、標識だけが外されて、しっかりした支柱が残されておるのです。その支柱が1年間経過してそのままですから、そこをお借りして朝市などを案内する案内看板などを設置されるお考えはないのかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

次に、4点目ですが、勝浦駅のロータリー内にあります海中公園型のモニュメントの活用策として、歓迎PRや啓蒙PRの垂れ幕、具体的にビッグひな祭りなどのイベント用だとか、国際武道大学の新生歓迎用とか、交通安全などの啓蒙用など、また、スポーツ大会の優勝などのトピックスなどがあつた場合、そこに垂れ幕を設置して、市民に意識共用化と一体感を図るために役立てたらいいと思いますが、ぜひ、その見解をお聞かせください。

続いて大きな2点目ですが、勝浦市新長期総合計画、平成23年度から平成31年度までの策定計画についてであります。これは市長の政治姿勢の基本である市民が主人公のまちづくりを推進するためにも多くの市民、多くの勝浦を愛する市外の方々も巻き込んで、新たな新勝浦市総合計画を策定しなければならないものと強く思うものであります。昨年の12月議会においても意見を言わせていただきましたが、そこでお尋ねいたします。

いよいよ平成21年度になりまして、1点目は勝浦市新長期総合計画の策定について、現在、どのような策定に向かつての準備段階が用意されているのかを詳しくお聞かせください。

次に、大きな3点目であります。交通安全対策についてであります。交通安全対策については、実施計画においても国、県、市道などを中心にガードレールやカーブミラーなど、交通安全施設を適切に配置するとともに、高齢者や子供を中心に交通安全教育を定期的に行い、市民の交通安全意識の啓蒙に努めます。交通安全運動についても、県及び関係機関との連携を図り、定期的に行いますと、施策の基本的方針が述べられております。

このたび、関係者の尽力により、懸案でありました国道297号線の武道大学入り口に信号機が設置され、安全対策が図られたことに対して、大いに敬意を表するものであります。

そこで質問いたしますが、1点目は交通安全対策上の危険箇所の情報収集などは、現在、どのように図られているのかどうか、お聞きします。

2点目は、危険箇所の一つであります国道297号、勝浦駅からおりてきてぶつかった墨名の天理教前のT字路、この解決策についてはどのように考えているか。ここにおいては、大型車がこの時期、勝浦港から大多喜方面左折、あるいは今度は逆に駅に向かうといった中で、もちろんカーブミラーが2つついておりますが、これについては、その横断歩道にある場所には勝浦小学校の児童が今現在約105名、毎日通学している。そこで今現在は、ボランティアで2人の女性が毎日、横断旗を持って児童を誘導してくれているが、帰りが心配であると。過去にそのT字路については交通事故があつたと聞いておりますし、オートバイとのぶつかり、あるいは中学生の子供が飛び出して、止まってくれた、その陰からまた違う車が来てけがしたという問題がありましたので、この件については、私自身も近いですからよく見っていますが、一触即発で非常に厳しい場所である。

そこで、関係者を巻き込んで、その安全対策をぜひ信号機等の設置が必要なかどうか、渋滞問題、安全対策を含めて、そこで検討していただきたいと思うのですが、この解決策について市当局はどのように考えるか、お聞かせ願いたいと思います。

最後の4点目ですが、勝浦市職員の休暇管理についてですが、1点目、勝浦市の職員の休暇については、どのような規定があり、運用されているのか。もちろん、勝浦市の条例集を詳しく見ればよくわかるわけですが、確認の意味で、どのような規定があり、運用されているのか、お聞きします。

次に、2点目が有給休暇の取得率についてであります。有給休暇は、職員として当然の権利と、より効率よい仕事のアップを図るために必要な制度でありますので、その取得率が上がったほうが

仕事の効率がいいと私自身も思うわけであります。

そこで、1点目は管理職職員の取得率はどの程度にあるのか、2点目は一般職員の取得率については、どの程度であるのかをお聞かせ願いたいと思います。

最後の3点目ですが、現在、市職員で病気休暇や休職をとっている職員がいるのかどうか、現状についてですが、1点目は、現在の状況でそのような職員がいるのかどうか、お聞かせ願いたいと思います。もしいたとすれば、2点目は、休暇中や休職中におけるケアはどのように接しているのか、それを詳しくお聞きしたいと思います。

以上で1回目の質問を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（高橋秀男君） 市長から答弁を求めます。藤平市長。

〔市長 藤平輝夫君登壇〕

○市長（藤平輝夫君） ただいまの土屋議員の一般質問に対し、お答えいたします。

初めに、第1点目の観光振興として本年の主な施策はどのようなものかとの質問でございますが、観光は市内各種の産業振興と密接なつながりがあるだけではなく、むしろ、観光を基軸に地域産業が成り立ってきた経緯があり、総合的な産業の役割もあると認識しております。

本年の主な施策については、朝市休憩所設置事業を初めとして海水浴場整備事業、各種イベントの開催等であります。

第2点目の勝浦有料道路から無料化等に伴う観光施設や商店街案内、また勝浦市全体を見直した案内看板の整備についてのご質問につきましては、特に道路占用に係る観光施設や商店街案内看板等の設置については、対象範囲、形式、構造及び色彩等、特殊な占用物件の取り扱いに係る許可が難しい状況ではありますが、現在、設置予定の場所等について調査しており、これを計画案として商工会内に設置してございますサイン計画推進協議会等と協議し、対応してまいりたいと考えております。

第3点目の国道128号の串浜地先にある旧勝浦有料道路案内標識の支柱を利用した案内看板の設置の考えはどの質問であります。現在の支柱の設置されている用地は道路敷で、しかも支柱そのものも県の施設であることから、今後、県と協議してまいりたいと考えます。

第4点目の勝浦駅ロータリー内にある海中公園型モニュメントの活用策として、歓迎PRや啓蒙PR、トピックス等、垂れ幕を設置し、市民意識の共有化と一体感を図るために役立てたらどうかとの見解についての質問でございますが、位置として非常に目立ちますが、計画的に整備された駅ロータリーの景観との調和に配慮することも大変重要であると考えます。

歓迎PRや啓蒙PRは、議員のご指摘のとおり、重要であることから、今後、垂れ幕等について、他の場所も含めて検討してまいりたいと考えます。

次に、新長期総合計画について申し上げます。現行の総合計画は、平成22年度をもって計画期間が終了することから、現在、平成23年度を初年度とする次期総合計画の準備作業を行っております。

本年度は、地域の現状や将来に係る調査・分析・推計等、基礎的調査を行うとともに、市民参画による市民提案会議や住民ニーズの調査等を実施し、現状の把握や計画課題を抽出、分析を行う予定となっております。

特に市民の意見を取り入れた計画づくりを行うため、アンケート方式による市民意識調査や直接ご意見等を伺うための市民提案会議、いわゆるワークショップの開催等、諸準備を進めております。

市民と共通の目標をもってまちづくりを行っていくことは重要と考えますが、総合計画は市の最

上位計画であり、職員一人一人が自覚を持った計画策定にかかわっていくことも必要であり、そのための作業部会など、体制づくりも進めてまいります。

次に、交通安全対策について申し上げます。

交通安全対策上の危険箇所の情報収集への取り組み状況につきまして、国、県道については、毎年、夷隅地域整備センターと道路危険箇所等の確認のためのパトロールを実施しております。また、市道におきましては、道路維持管理のため、市都市建設課でのパトロールのほか、各市政協力員の方からの地域の道路状況の情報の収集に努めております。

2点目の国道297号墨名地先天理教前のT字路の解決策についてであります。現在は信号のないT字路であり、国道に歩道は設置したものの、道路は狭く、大型自動車の通行時には歩行者への危険性が高いものと承知しております。

このT字路での安全確保を図るためには道路拡幅が必要となりますので、管理者であります夷隅地域整備センターと協議をしてみたいと考えます。

次に、勝浦市職員の休暇管理について申し上げます。

1点目の勝浦市職員の休暇に係る規定についてであります。職員の休暇に関しましては、地方公務員法第24条第6項の規定に基づき、職員の勤務時間、休暇等に関する条例、及び職員の勤務時間、休暇等に関する規則に必要事項を定めて運用しております。

2点目の有給休暇取得率についてのご質問であります。平成20年の年次遊休休暇取得状況につきましては、管理職員の平均取得日数は8.86日で、取得率は22.8%、一般職職員の平均取得日数は10.2日で、取得率は26.9%となっております。

3点目の病気休暇や休職職員の現状につきましては、平成21年6月1日現在、病気休暇中が1名、休職中が2名となっております。また、休暇中、休職中におけるケアについてであります。病気療養が必要な場合における病気休暇の承認や、休職の処分などを行う場合、基本的には医師の診断に基づいて行っており、治療方法につきましても個々のケースに応じて、医師の判断に沿った対応をしております。

以上で土屋議員の一般質問に対する答弁を終わります。

○議長（高橋秀男君） ほかに質問はありませんか。土屋 元議員。

○1番（土屋 元君） ありがとうございます。それと前後しますが、4点目の職員の休暇管理についてから質問したいと思います。有給休暇の取得率が幹部職員で22.8%、一般職26.9%でありました。ここ数年、この辺の前後で取得率があるのかどうか、また、近隣の市町村との比較では取得率が低いのか、あるいは高いということもないですけど、どの程度にあるのかどうか、それをお聞かせ願いたいと思います。

その取得率をアップさせるために執行部はどのような配慮、特に管理職の場合は、市長、副市長がどのような配慮をしているのか。あくまでも幹部職員だから自主的に任せてあると、判断を任せるといったことなのか。

また、一般職については、当然、その取得率については、自主性に任せるんじゃなくて、一つの休暇制度、70%、80%、取得率をアップさせるために、めり張りを持った職員の仕事をさせるためにも、休むときは休む、働くときは働く、めり張りある仕事をさせるためには、それについては取得率をアップさせる施策を具体的にとっているのか、あくまでもこれも一般職の自主管理に任せているのか、これをお聞きいたします。

次に、病気休暇1名、休職中が2名と聞きました。これはすべて医師の判断という中で、当然、病気休暇、休職中ですから、家の中にずっといっぱなしということもないと思いますが、これは市民から聞いたんですけど、それらしき人がスポーツクラブに出入りしているとか、あれ、休んでるんじゃないかって。どうなっているのかなという疑問視する市民もいるわけです。だから、病気休暇で、けがしたとか、骨折とか何かの場合じゃないので、休職中の職員は、今現在、休職期間がどの程度にあるのか、2名がどの程度の休職期間を得て、医師の判断というけど、1年に1回の判断なのか、どの程度の頻度で医師の判断を仰いで、休職はやむを得ないと解釈しているのか、これをお聞かせ願いたいと思います。

次に、観光振興について伺います。もちろん、メインで今回の予算に上げていますし、観光産業の主な施策ということで資料いただいているわけですから、のっかっているわけです。これは朝市の公衆便所、休憩室ができるのが来年の2月といいますから、2月にできたら平成21年度は終わってしまいますよね。それがメインということではないと思いますので、海水浴場の整備、あるいは、いろんな中で出された施策がメインになってくるとは思います。先ほどの答弁で、サイン計画推進協議会と協議と。有料道路案内標識の支柱の利用については、許可申請に当たってその辺のあらゆる条件がいろいろあるというのを聞いていますが、前の答弁もサイン計画推進委員会を発足させた。協議します、そういうふうに進んでいます、進んでいますと言っているけど、いまだに案がまだたたき台で話してないと。現実問題として、観光客は待ってくれませんか。まして、こういう経済情勢でありますので、いいか悪いかどうか、例えとしてよくないですが、味彩館は、予算が承認されてぱっぱやって、早かったですよね。

それに比べて、この勝浦市のサイン計画推進協議会はまだ案も決まってないということは、それについて市のほうで積極的じゃないと私はとらえるんですが、あくまでも計画の推進というものについては、市が主体となっていくかといけないなと思うのです。勝浦市の中で現状で、平成13年にされました観光振興基本計画においては、勝浦市のためのアクションプログラムの中で具体的に課題事項として上がっているんですよ。本市を観光市として意識する市民が意外と少ないと。当然、市民のホスピタリティーの向上のためにはマイナス要因であるというふうに課題に乗っているのです。こういう問題と同時に、案内標識の問題についても、勝浦は観光で生きていくんだと、訪れる人に優しいんだという形については、市民の意識を向上させるためにも、市が主体になって進まないのは、お金の問題が絡んでいるからだと思います。これが必要なものだというので、味彩館で実施したように、早い案内看板をつくって、早く進めていくと。推進委員会で検討します、検討しますと1年間たっちゃって、夏を目の前にした時期で、頻繁に会議を起こしてやっていく覚悟があるのかどうか、あくまでもサイン計画推進協議会にお任せですと、他人行儀みたいな中で勝浦市の活性化を唱えても、観光産業は基幹産業の一つですよと言っても、非常に問題だろうと思いますので、それについて主体的に取り組むお考えはないのかどうか。ないということはないでしょうが、積極的に取り組んでいただきたいと思いますが、それについてどうお考えか、お聞きします。

勝浦駅ロータリーの中は、周りの景観と調和と言っています。確かに、あの中でロータリーを計画したときには、JR勝浦駅前のロータリーの景観というのも必要だと思います。ですから、私も前に議会で言ったけど、あそこでお客さんが「トイレはどこですか」とタクシーの運転手さんによく聞くと。マンボウだか何か知らないしゃれた中でトイレと書いてあるから、わからないらしいですよ。勝浦市を訪れる人たちが高齢化になってきたと。確かに調和と景観も大事かもわかりませ

んけど、勝浦市がこういうふうにやって、訪れる人を大歓迎してますよという、こういう姿勢というのがどうもなかなか見えてこない。だから、ビッグひな祭りをやって集客効果があるわけですから、JR勝浦駅前にあの海中公園の展望塔をイメージしたけど、これは意外と暗い。あそこに期間限定で調和のとれた垂れ幕をつくれと言って研究させて、まず、迎える姿勢、これをしたらどうかと思います。

これはイベント用だけじゃなくて、ありがたいことに、国際武道大学の関係で保護者入れて毎年2,000人近い訪問者がいるわけです。その人たちの時期に、歓迎、武道大学新入生、ようこそとか、期間限定で1週間なり10日とか垂れ幕したって、別にあそこで景観が悪いなんて市民がいたら、それこそ直せばいいですね。まずやってみて、評判とってみて、その効果がよかったかどうかやってみること。今の案だと、また検討します、垂れ幕をやる場所は検討しますだから、またそんなのはどうなるかわからない。あるものを有効に生かすと。モニュメント、モニュメント、景観で人を呼び込んでくれればいいですけど、やはりそういうふうな思い切った垂れ幕をやる、そのハートが訪れる人に伝わるというのは、そういうふうなアクションの垂れ幕が一番効果ありますよね。

今日、国際武道大学野球部が神宮大会を東京ドームで戦っていますよ。武道大学が当たり前前に優勝したんじゃないで、祝武道大学、千葉県大会優勝とか、垂れ幕を1週間垂れさせてやる、あるいは市内の小学校がソフトボールを優勝したときも横断歩道橋じゃなくて、勝浦駅前のメインでありますロータリーの一番いいところに目立つように垂れ幕を掲げる。そういったことが必要じゃないかなと、強く思うわけですね。

市民のホスピタリティーを向上させるなんて言ってるけど、具体的に市がばかみたいに歓迎する姿勢を形で出さなければ、市民は気がつきません。ぜひ気がついていただいて、チャレンジしてみ、結果、評判を聞いて、調和がとれないのであれば、場所を検討する。調和を考えて場所を検討しますと、また時間かかっちゃいますね。その次に訪れる人もどんどん変わっていきます。これはぜひ、チャレンジしてもらいたい。それを市の職員にも、あの提案について、当然、関係課が検討して市長答弁になったと思うんですが、市の職員提案じゃないけど、議員提案でこういうのがあったよと市役所の職員にフィードバックして、どう思うといった中で過半数でやるとか、そういうふうの一つの職員提案制度もいい意味で活用してみたらどうかと思うし、市の職員もそういうふうには勝浦駅前のロータリーの海中展望塔を生かしたらいいかと。あのまま、ただずうっと何も無い状態で海中展望塔だけにしているのかどうか。そういうような思い切った提案をして、訪れる人がびっくりする、わかるようにやらなければ効果はありません。ぜひ、検討していただきたいと思います。

次に、新長期総合計画の策定でございます。これも私、前の議会で提案したのですが、今回、市長からご答弁ありました市民の声を、市民参加を巻き込むという中で、市民アンケートとか、ワークショップを開催すると。これは前回の平成13年度スタートしたもののときには、市長が市民懇談会を各地区の集会所で7月1日から8月9日の間、27回開催し、1,214名が参加されたと。それが大きなベースとなったと同時に、市民アンケートや観光アンケートをやっています。その規模に比べても、今回は各地区への懇談の中で、勝浦市の10年後、20年後、どうしようという市民のニーズを聞くという企画が入ってない。前回は7月1日から8月9日までやった懇談会、8月、9月でアンケートという中で出ていますが、これについては市民参加を巻き込んでの熱意が見られないなど。

市民が主人公という中で、当然、これからのまちづくりのキーワードは市民の参加度合い及び複

合度合いというふうに言われています。市民アンケートだったら市民アンケートの対象者が約1,000名ぐらい、ワークショップ、公募型、前はワークショップ開催で応募者17名です。今回は100名規模にしようというような気持ちがあるのか。

そういうふうに具体的に、より市民参加度を増やすための施策を展開してもらいたいと強く思うものであります。あつという間に日にちは過ぎますので、市長が言っているのです。市民が主人公で多くの市民を参加させたいと。当選したときには、各地区で懇談会を開いたのですから、今からでも遅くないじゃないですか。向こう10年、20年先を考える大事な新長期計画策定ですから、ぜひ、各地区懇談会を開くということも入れて、再度、検討していただきたいと強く思うものであります。

串浜地先の支柱が残っているものですね。これは確かに県の施設です。個人的に、なぜこんな話するかというと、近くの方は「朝市はどこですか」とよく聞かれるというのです。今、鴨川方面から来る方が朝早くて、朝市どこですかというから、朝市は信号を真っ直ぐ行ってというような案内したときに、道路標識のポールが残されていて、そのうち撤去するはずだと思いながら、撤去されないのであれば、有効に活用したらどうかねというお話があって、私、夷隅地域整備センターへ行ったら、公の案内看板であればお借りすることができるというのです。今、鴨川方面からの観光客が多くなってきたみたいですから、早くあそこの目の前に、せっかく支柱が立派なものがあるので、それをお借りして案内看板の設置について至急検討してもらいたいと思います。

御宿町ですが、道路標識を使用したいという中で依頼があって、案を検討しているというお話もあります。勝浦市はどうかと、勝浦市は別に何もありませんと言っていましたから、残されたもので役に立つものは有効に生かすということの中で、ぜひこれを検討に入れてもらいたいと考えます。

話が前後しちゃってごめんなさいですが、勝浦駅のロータリーの中に垂れ幕を掲げる件ですが、武道大学生に対して、せっかく勝浦が武道大学を誘致して、かれこれ20年たっていますよね。何万人という卒業生が出ている。一時、勝浦市が観光大使に武道大学生を計画したこともあると聞いていましたから、武道大学生を温かく迎えて、武道大学とさらに連携強化するという形の中で、今、武道大学は健康はつらつ教室だとか、サッカー教室、水泳教室を提携していますけど、健康はつらつ教室なんかはいすみ市でも、御宿町でもやっていますよね。だから、そういったPRの中で積極的に市も武大生を温かく迎えると同時に、提携を深める努力をしてもらいたいのと、もう一つ、城西国際大学が鴨川市にあります。こちらは基本的に鴨川市とか南房総市の観光振興策に携わっているわけですが、勝浦市も城西国際大学に勝浦を入れた外房地域の観光振興策をどうかという提携の申し入れをしたことがあるのか、ないのか。ないようでしたら、申し入れして、知恵をもらうというようなことをとられたらいいかがかということをお聞きします。以上です。

○議長（高橋秀男君） 答弁を求めます。最初に、岩瀬総務課長。

○総務課長（岩瀬 章君） 初めに、私のほうから職員の休暇管理の関係につきまして申し上げます。

初めに、年次有給休暇の取得状況についてであります。この数年ということでございます。平成20年につきましては管理職員は8.86日、一般職員は10.24日、また率にいたしますと、管理職員22.8%、一般職員26.9%、平成19年につきましては、管理職員、日数7.6日、率では19.0%、一般職員は9.7日、率では25.3%、また平成18年につきましては管理職員10.1日、率では25.3%、一般職員10.9日、率では27.8%と、このようになっております。

また、近隣との関係についてでございますが、県内市町村全体では、平成19年で1人当たり12.1

日の取得でございます。なお、市は12.4日、町村は9.4日、これに対しまして勝浦市は9.5日となっております。

また、平成18年につきましては、市町村全体では12.0日、市では12.2日、町村では9.6日、これに対しまして勝浦市は10.9日となっております。

取得状況につきましては、おおむね県内市町村と同様の状況となっていると考えられます。

年次有給休暇の取得率アップについてでございますが、年次有給休暇につきましては条例に定められておきまして、職員の健康管理、仕事と生活の調和を図る上で重要な役割をしているところでございますが、この取得につきましては、職員の休暇年間計画、また夏期休暇等における連続取得における有効活用等を投げかけてございます。また、管理職が率先して取得することにより、取得しやすい環境づくりにも努めているところでございます。

次に、病気休暇の関係でございますが、病気休暇につきましては、職員が負傷または病気を療養するために必要とされる最少限度の期間につきまして認められている休暇でございます。病気の長期間、短期間、または療養の状況等によりまして、特別休暇である病気休暇、あるいは分限の形である休職処分というような形をとってきております。

最近では、従来型の病気と違いまして精神的な病が増えているという、各種統計調査等もございまして、そのケアにつきましては従来型と異なって、改善時は特に社会参加をしやすいような対応をしたほうが良いというような見解も出ております。

休暇中の2名の休職期間についてのご質問でございますが、1名につきましては、平成20年2月8日から平成21年8月3日までの17カ月24日となっております。また、もう1名につきましては、平成20年12月8日から平成21年8月7日の6カ月間となっております。

また、医師の診断の回数等のご質問でございますが、病気休暇の承認あるいは休職の処分等を行う際には、必ず専門医師の診断に基づいて公平に第三者的な意見をいただき、これを尊重して実施しております。

病気療養中、また職務への復帰の際にも、必ず医師等の指導に基づいたケアを行っております。

対応としましては、所属長、総務課と協力をしながら、最低一月2回以上は当事者と面会等をしてケアに努めているところでございます。以上です。

○議長（高橋秀男君） 答弁中ですが、午後2時20分まで休憩いたします。

午後2時07分 休憩

午後2時20分 開議

○議長（高橋秀男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

近藤観光商工課長。

○観光商工課長（近藤勝美君） 1点の案内看板の整備についての取り組み状況ということでございますが、平成15年4月24日、当時土木事務所であったところへ、土木部長より占用物件に関する通知というものがありまして、その通知の中の内容が非常に細かく記されております。

看板設置の取り扱いについてでございますが、対象範囲が非常に細かく、学校、市役所、総合病院等と、なお私どもが看板を設置しようとする観光の案内、公園、名所、旧跡及び建物の場所等、その位置を非常に明確にするということが一つと、もう一つ、大きな問題としまして、形式、構造、色彩、初めに市長が申しましたとおり、その中では路上から何メートル以上のものとか、幅、高さ

が記入されております。

もう一つ、色彩としては、青と緑とか、色も指定されるような状況でございます。

その中で、どのような看板をつくっていくかというところを今、検討しております。場所についても同様に検討を進めておるところでございます。

観光案内板設置事業といたしまして、まちづくり交付金や地域活性化、経済対策交付金事業の2事業の中で、旧勝浦有料道路、国道128号、国道297号、部原墨名線、街中案内板の設置計画もあわせて検討をしております。

また、本事業について、勝浦市サイン計画協議会と具体的な案を協議して進めたいと考えております。

勝浦市サイン計画推進協議会とは、平成19年11月15日に設立されたもので、目的が勝浦市街地の商店街及び観光施設等への統一的な誘導看板の設置を推進する目的とされております。

委員の構成は、勝浦市商工会、観光協会、旅館組合、飲食店組合、勝浦中央商店街、勝浦朝市運営委員会、朝市しんこう会、興津商店街がメンバーとなっており、勝浦市はオブザーバーの立場となっております。

案ができましたら、そこで検討してまいりたいと考えております。

2点目の垂れ幕について、あるものを有効に生かすのはいかがかということでございますが、これにチャレンジしてはどうかということですが、観光案内所付近や駅にとらわれず、目立つところを調査し、検討してまいりたいと思います。

3点目の串浜地先の有効活用ということで、看板の足、2本についてのことでございますが、私どもの調査の中では路側式案内標識といたしまして、議員ご指摘の串浜地先には縦1.5、横2.6メートルの朝市や官軍塚、八幡岬公園を案内する標識を考えております。材料は、アルミ複合板ということまで検討しております。

4点目でございますが、いんべやあフェスタ、ひな祭り等、武大との連携を取り合って、現在行っているところでございますが、今後も同様に実施してまいりたいと考えます。

5点目の鴨川の城西国際大学でございますが、そちらもイベント等の関係については、今後、協議してまいりたいと考えます。以上でございます。

○議長（高橋秀男君） 次に、滝本企画課長。

○企画課長（滝本幸三君） それではお答えいたします。

市民参加の計画づくりということについてでありますけれども、まず市民意識調査、これは郵送によるアンケート方式というもので考えておりますが、対象が2,000人ということで、夏ごろ実施したいということを考えております。

市民提案会議、いわゆるワークショップになりますけれども、公募ということで市民20名程度を考えております。テーマ別ということで、5テーマぐらいを考えておるところでございます。

このほか、原案段階でのパブリックコメントの手続きを行ってまいるという考えでございますが、先ほどお話がありました市長の市民懇談会につきましては、現段階では計画はしておりません。以上です。

○議長（高橋秀男君） ほかに質問はありませんか。土屋 元議員。

○1番（土屋 元君） ありがとうございます。それでは、職員の休暇管理についてですが、病気休暇と休職のこと、わかりました。この休職中における給与の保障というのはどの程度されているのか、

これを聞かせてもらいたいと思います。

有給休暇取得率の推移については、近年、そんなに変わってないと。当然、管理職が率先してとりやすい環境づくりに配慮すると。でも、実際は管理職の取得率のほうが低いですから、とりやすくはなってない。その辺について、今後は管理職に対して、どういう指導をするのかというようなことをお聞かせ願いたいと思います。

通告に含まれていませんが、服務規程の中で、皆さん方、市の名札をやっていますが、これは市民から言われたんですけど、つけている人とつけてない人がいる。今日は皆さんつけていますけど、中にはつけない職員もいるみたいなので、その辺をいま一度、所属の職員について徹底されるようお願いしたいと思います。これは要望です。

観光商工課長に看板の件についてお答えいただきました。串浜地先については、今、検討しているということでもよろしいわけですね。市長答弁が来たときには、そんなような話でなかったもので、ほっとしました。

ただ、垂れ幕については、別にJR駅前にとらわれず、目立つところを検討している。目立つところを検討してといっても、私は具体的に提案したんですけど、JRの駅前通りは市民の憩いの一番のところですから。高齢化になって、JRを利用する人が増えてきたので、その辺については、いま一度、観光協会あるいは関係者と協議して、こういう話があったんだという中で、提案して、意見を聞いていただきたいと思うものですが、それについてお聞きします。

新長期総合計画については、今のところ、市民懇談会は考えていないという残念な言葉を聞きました。当時、市長が市民が主人公をキャッチフレーズに、各地に市民懇談会を開いた。これは同僚議員も過去の議会でやりませんかというような質問をされたこともあります。市長の一番のポイントというのは、市民懇談会を開いて、市民がどのようなことを考えているか、主人公である市民にどのようなニーズがあるのかを考える現場主義を非常に重要視した姿勢になったと思います。だから、この新長期総合計画を策定するにしても、いま一度、市民アンケートだとか、ワークショップで公募するだけでいいのではなくて、市民が協働していく、今後、新しいまちづくりが必要だと言われている昨今、市長、その気になってもう一度、地区懇談会を開いて、市民に勝浦の現状、あるいは市民のニーズを探るような情熱をもう一度、持っていただきたい。これについて市長の答弁をいただきます。

観光振興策についてでございますが、今後、観光振興策でいろいろ事業が行われているわけですが、新たな事業等を考えるためには、勝浦は好きだけど、市外に住んでいる方たちを取り巻く環境、組織づくりが必要だと言われておりますので、それについては鋭意検討して進めていただきたい。これからは、勝浦を愛す、勝浦に住んでないけど、勝浦に愛着を持って意見を反映しようという人の集団をいかに活用するかがポイントになってくると言われておりますので、そういう面について、ぜひ、観光商工課長、情熱を持って、そのような中を関係機関、関係団体に、観光協会の再編もそうですし、今までのありきたりの組織の中でなく、たくさんの複合の人たちを入れていくという考えを、ぜひとも意見を強く入れて取り組んでいただきたい。新課長ですから、その情熱に期待しますので、いま一度、取り組み姿勢についてお尋ねいたします。以上で再質問を終わります。以上です。

○議長（高橋秀男君） 答弁を求めます。最初に、岩瀬総務課長。

○総務課長（岩瀬 章君） お答え申し上げます。職員の休暇関係でございますが、1点目の休職中の

職員の給料の保障の関係でございます。これにつきましては、休職原因が2つに分かれていまして、公務による傷病等の場合、公務以外の傷病等による場合と分かれるわけでございますが、初めに公務災害等の場合でございますが、療養期間を過ぎた後、休職期間が始まるわけでございますが、休職期間につきましては3年以内というふうになっておりますが、休職期間中の給与につきましては全額を支給する規定となっております。根拠条例につきましては、給与条例の第25条第1項に基づいております。

2点目の公務以外の傷病の場合でございますが、療養期間を経過した後、3年以内の休職期間というふうになるわけでございますが、その3年間につきましては、初めの1年間につきましては給与、扶養手当、住居手当及び期末手当の80%を支給することとしております。根拠につきましては、一般職の職員の給与等に関する条例、第25条第3項に基づいております。

1年経過後、その後につきましては給料の支払いはないという格好となっております。

2点目の有給休暇の取得率の促進についてのご質問でございますが、各職場で業務の繁忙期、またそうでないときとさまざまであるわけでございますが、職場環境といたしまして、職員が年次有給休暇をとる場合には、所属長の承認を得てとるわけでございますので、所属長がある程度の取得をすれば、環境としてとやすい環境になるというふうな意味での考えでございます。今後、課長会議等の席におきまして、その辺の職員の福利厚生向上のための施策として提案をしてみたいというふうに考えます。以上です。

○議長（高橋秀男君） 次に、藤平市長。

○市長（藤平輝夫君） 今の段階での計画の意図は持ち合わせておりません。

○議長（高橋秀男君） 次に、近藤観光商工課長。

○観光商工課長（近藤勝美君） お答えします。先ほどの串浜地先の2本の柱についての調査というのは、県と協議するための調査の材料ということでございます。その法律に基づく大きさはこのくらいになるだろうという形の調査でございます。

もう一点につきまして、観光協会やその関係機関の人について、新しい人によって変わっていかないものかとか、そういう意見だったと思っておりますが、私どもとしては、観光協会等、今ある機関と協議をして進めなければならないものと考えております。以上です。

○議長（高橋秀男君） 次に、丸 昭議員の登壇を許します。丸 昭議員。

〔13番 丸 昭君登壇〕

○13番（丸 昭君） 通告いたしましたとおり、一般質問をいたします。

今回、私の過去の質問に対し、検討する旨の答弁をいただいた中から、何点かについて改めて再質問をいたします。質問の趣旨は、既に申し上げておりますので、要点のみといたします。そのほか、新たな質問もございますので、明快な答弁を期待するところであります。

最初に、水道の未給水地域への対応についてであります。私の初回の質問から既に8年の時が経過しております。この間、数回質問させていただいておりますが、実施されたのは未給水地域住民へのアンケート調査と水質検査費の補助の2点のみと記憶しておりますが、アンケートについては、既に反省の弁をいただいておりますので、細かいことなので、これ以上申し上げるつもりはあ

りませんが、一番肝心なことは、解消に向けての具体的な中長期的ビジョンを検討することではないのでしょうか。ここで改めてお聞きいたしますが、未給水地域解消のため、今日までどのように検討し、その結論はどのようなになったのか、お聞かせをお願いします。

次に、勝浦有料道路無料化に伴い、国道297号への進入退出道路の取り付けについてお伺いいたします。現在、県との協議の結果、どのような状況にあるのかをお聞かせください。また、一般道路化により、当初、懸念された市街地並びに商店街への影響をどのように分析したのかを、あわせてお聞きしておきたいと思えます。

次に、旧行川アイランド跡地に計画されました仮称ウエルネスタウン行川が計画を断念したやに聞いておりますが、本計画は市長も地域の活性化と雇用が図られるとの思いで積極的に取り組む考えであったことは私も承知いたしておりましたが、その後、市当局から何ら報告もなされておられませんので、あえてお聞きいたしますが、計画が中止された経緯と、これに伴う市の対応についてお聞かせください。

次に、勝浦警察署の建設について若干触れますが、現在、県との交渉がどの程度まで進んでいるのか、あわせて旧荒川小学校の民有地の交渉経過も、具体的にお聞きしたいと思います。

次に、串浜海岸における砂の流失の問題であります。過去においては海水浴シーズンには海の家が5軒ほど並び、盛況であったと聞いておりますが、現在は見る影もなく、砂が流失し、一部では岩が露出している状態ですが、よくよく見ると、沖にテトラが横2列、砂浜に縦1列、2本ある川の河口の砂浜の両岸は鉄製の柵が立てられており、まさに人の手を介した無残な傷跡のようにも感じますが、このような現状に至った経緯と、投入された経費をお聞きしておきたいと思えます。

次に、圏央道建設工事が県内では着々と進んでおりますが、国道297号と交差する市原市田尾地先にインターチェンジの取り付けが計画されているやに聞いておりますが、詳細についてご説明をいただければ幸いです。このインターチェンジがオープンいたしますと、インターチェンジから大多喜まで10分、当市総野地区までは20分と大幅な時間短縮が実現することになります。そこで、勝浦市への効果をどのようにとらえているのか、お考えがあらうと思えますので、お聞かせいただき、1回目の質問といたします。

○議長（高橋秀男君） 市長から答弁を求めます。藤平市長。

〔市長 藤平輝夫君登壇〕

○市長（藤平輝夫君） ただいまの丸議員の一般質問に対し、お答えいたします。

初めに、水道未普及区域対策についてでございますが、現在までの未普及地域への給水対策としては、平成15年度におきまして総野地区未普及区域を対象にアンケート調査を実施し、地域の方々の水事情の実態と要望等について把握を行い、その後、平成17年度より未普及区域の飲料水に対する衛生上の観点から、井戸水の水質検査に係る検査料の一部補助を行ってまいりました。

また、平成18年度から平成22年度までの5年間で行う水道事業計画の中にも未普及地域対策の検討を盛り込んでおり、老朽石綿セメント管等の更新事業とあわせ、将来、拡張が行われても対応できるよう、施設の配慮をしてまいりました。

なお、市では平成20年度から2カ年計画で勝浦市水道事業基本計画を策定中であり、この中で今後の対応を検討し、方向づけをしてまいりたいと考えております。

次に、勝浦有料道路無料化に伴い、国道297号への進入退出の取り付け道路についての県との協

議結果がどのような状況にあるのかとのご質問ですが、平成20年4月に有料道路から国道128号として無料化されたこの道路は、依然として国道297号とのアクセスについて改善がなされておられません。このアクセスの改善については、早急に改善することが望まれることから、平成20年7月31日に私とともに当時の水野市議会議長、八代建設経済常任委員長、君塚観光協会長、屋代商工会長及び観光協会役員と県職員により、現法務大臣衆議院議員森 英介代議士を初めとした県選出国會議員及び国土交通大臣ほか、国土交通省及び関連部局、関東地方整備局、千葉国道事務所及び千葉県県土整備部に国道128号アクセス改善に関する要望活動を行ったところであります。

これらの要望活動から、千葉県では平成20年度中に改善のための設計を行うことで改善策を検討してきたところでありますが、改善に要する用地の問題から、現在、さらに検討中とのことであります。

このことにつきましては、今後も早急な改善を行うべく、県に対し強く要望してまいります。

第2点目の勝浦有料道路が一般道路化により、当初懸念された市街地並びに商店街へ影響をどのように分析したのかとのご質問ですが、市街地並びに商店街への交通に対する調査によれば、部原分岐点において、平成18年は旧有料道路を利用する割合は平均9%で、無料化された平成20年は平均35%と増加しております。また、串浜分岐点において、平成18年は旧有料道路を利用する割合は平均7%で、無料化された平成20年は平均40%の車両が旧有料道路を利用しており、市原、大多喜方面や御宿、大原方面へ向かう車両であります。したがって、部原及び串浜ともに勝浦市街地へ用事のない車両が旧有料道路を利用していると考えられます。

このことから、勝浦市街地の交通量は減り、特に朝夕の混雑は緩和されましたが、市外からの通りがかりの観光客等の減少により、国道128号沿いの一部の店舗では売り上げが減少している状況にあると伺っております。

次に、旧行川アイランド跡地に計画されたウェルネスの森計画についての現状についてお答えをいたします。旧行川アイランド跡地につきましては、平成17年3月に約58ヘクタールを東京都千代田区の株式会社共立メンテナンスが取得し、新しい形でのリゾート施設の建設として計画されたもので、構想では団塊世代を主な対象に、具体的には短期から長期滞在に対応した施設、レストラン、さらにはスポーツ施設の建設等の計画となっております。

一昨年の10月に温泉井戸1本の掘削が完了しましたが、その後の動きがありませんでしたので、逐次、電話照会、あるいは市役所へ来ていただき、進捗状況の説明を求めるとともに、早期着工を働きかけてきたところであります。

そのような中、昨年10月14日、代表取締役社長と担当部長が来庁し、現下の経済・社会情勢は非常に厳しい状況であり、本計画については無期延期をさせていただきたいとの申し出がありました。

市といたしましては、この開発は自主財源の確保はもとより、雇用の問題やそれに伴う経済効果が期待されただけに、このたびの会社側の方針については残念に思うところであります。

次に、勝浦警察署の建てかえに係る県との交渉経過について申し上げます。平成19年3月に勝浦警察署の建てかえに伴う用地の件で、勝浦警察署より協議があり、これを受け、市、千葉県警察本部及び勝浦警察署の三者で計14カ所の候補地を選定・踏査いたしました。この14カ所の中で適地がなく、千葉県警察本部より市に対して野球場及びテニスコートを候補地としたい旨、協議がありました。

警察署は、社会の安寧秩序を保ち、市民が安心して生活する上で欠くことのできない重要な機能

であり、検討の結果、やむを得ずテニスコート及び庁舎敷地の一部を勝浦警察署予定地として示したところであります。

また、当初計画での建設年度は、平成21年度及び平成22年度の予定でありましたが、平成20年1月に千葉県警察本部より財政上の理由から建設年度が1年間延期となり、平成22年度及び平成23年度に変更され、さらには平成21年5月22日に千葉県警察本部の会計課長が来庁し、財政上の理由から建設年度がさらに1年間延長され、平成23年度及び平成24年度となりましたが、勝浦警察署の建てかえは決定しており、工事に向けた一部関係予算は平成21年度6月補正予算に要求してあり、県議会で議決され次第、細部の協議を要請されたところであります。

今後は、機会をとらえて、これまでと同様に、議員各位へのご説明を行ってまいりたいと考えております。

次に、串浜海岸の砂の流失問題についてお答えいたします。まず、串浜海岸の現状に至った経緯についてであります。昭和50年の国道128号、勝浦有料道路建設に伴い、コンクリート構造物が串浜海岸に築造されたことによる磯根や砂浜の保護のため、昭和52年度に県の補助を受け、勝浦市保健福祉センター前の海岸から沖合に向け70メートルの異形ブロックによる突堤を設置いたしました。

しかし、この突堤の設置によっても砂浜は減少し、片や禁漁区に砂が堆積しつつあるとして、昭和60年6月12日付で勝浦西部漁業協同組合、串浜区、松部区、勝浦民宿組合、勝浦市串浜・松部観光協会の連名による串浜海岸海水浴場環境整備並びにテトラ移設についての要望書が提出され、さらには昭和61年3月28日に勝浦市串浜・松部観光協会会長及び勝浦民宿組合長連名により、既設の突堤を串浜海水浴場の沖合に離岸堤として移設されたい旨の要望書が提出されました。

これを受け、市では海岸保全事業の早期実施に向け、国・県に陳情を重ねるとともに、昭和63年度に串浜漁港東防波堤から勝浦市街地方向に向け、漁港局部改良事業として26.7メートルの捨て石による防砂堤を設置し、さらには、串浜漁港海岸保全施設整備事業が国・県の補助事業として採択となった平成3年度から平成10年度にかけて、現在、沖合に設置してある長さ100メートルと70メートルの離岸堤2基と串浜漁港東防波堤寄りの海面下に25.5メートルの潜堤1基の設置工事を行ったものであります。

以上申し上げました昭和52年度から平成10年度までの串浜海岸の保全に係る総事業費につきましては3億8,910万8,000円であり、このうち国・県補助金を差し引いた勝浦市の負担分は6,962万2,000円となっております。

なお、串浜海岸に流れ込む西の谷川と川向川の河口に設置してある鋼矢板につきましては、地元観光協会の要望により市の単独事業として、昭和58年度と平成14年度にそれぞれ設置したものであり、総工事費は1,126万4,000円であります。

次に、圏央道田尾インターチェンジ開設に伴うご質問でございますが、初めに国道297号、市原市田尾地先に建設工事が実施されている圏央道仮称市原南インターチェンジの進捗状況について申し上げます。

この事業は、首都圏中央連絡自動車道の第5工区として木更津東インターチェンジから茂原長南インターチェンジ間を平成22年度中の開通を目指しているものであり、国道297号市原市田尾地先に仮称市原南インターチェンジを建設しております。

次に、市原インターチェンジ開設による勝浦市への効果の考え方についてのご質問であります。

当インターチェンジが開通することにより、国道297号を利用した大多喜町や勝浦市方面へ、また、勝浦から鴨川方面や御宿方面へアクセスする交通量、また逆に国道297号上りの交通量も増加することが予測されます。

そこで、道路の分岐点である勝浦市が単なる通過地点にならないように、中房総地域及び外房総地域の関係各市町と共同で観光客の誘致活動等を進め、経済の活性化を図りたいと考えます。

以上で丸議員の一般質問に対する答弁を終わります。

なお、旧荒川小学校の民有地の交渉経過につきましては、教育長より答弁いたさせます。

○議長（高橋秀男君） 次に、松本教育長。

〔教育長 松本昭男君登壇〕

○教育長（松本昭男君） ただいまの丸議員の一般質問に対し、お答えいたします。

旧荒川小学校跡地に関する土地につきましては、平成18年度から交渉を続け、現在は地権者と協議が整っています。学校跡地の大部分を所有する地権者、東光寺代表役員、桜井英夫氏との間では、市が平成21年9月補正までに用地買収の費用を計上し、その後、土地を購入するという事で協議が整っております。

もう1人の地権者である佐藤昭男氏とは、従来どおり、賃貸借関係を結び借りていくということで、協議が整っております。

以上で丸議員の一般質問に対する答弁を終わります。

○議長（高橋秀男君） ほかに質問はありませんか。丸 昭議員。

○13番（丸 昭君） どうもご答弁、ありがとうございました。それでは、2回目の質問をさせていただきます。

まず、水道問題なんですけども、過去からずっと総合計画の中身を見てきても、ローリング方式という形の中で結論が得られなかったということなんですけども、実際、水道事業関係を見ますと、近年、剰余金が出ているというような状況の中で、しかも、そこに一般会計からの繰り入れ、水道利用者の負担する非常に高い料金、こういった中で、当然黒字が出てきたんじゃないかなというふうに考えるわけなんですけども、そういった状況の中でありながら、一昨年、私、予算審査、決算審査のときか、お話ししたんですけど、白木で本管の延長工事をやりました。記憶では、総事業費が300万円ぐらい、受益者戸数が7件だったかと思えますけども、これも100メートルぐらいの長さの中で受益者が7軒もあるといった、市道内の本管の延長工事、これを地元丸抱えでやったといったような結果があります。これは、今の状況の中で正しいか否かといったことよりも、実際、受益者の立場になって見たときに、今後、未給水区域へ本管工事を市の負担でやっていくといったようなことに当然なろうかと思えますけども、この白木地区でやった方策が正しいのかどうか疑問に思ったところでもありますけども、剰余金が出てなければいいですけど、そういった中で、本来、本管工事であれば、とにかくこの先も新たに負担を求めるといったような状況にならざるを得ないということの中から、本来であれば、市のほうで負担すべきじゃなかったかなと。終わってしまったことですから、とやかく言ってもしょうがないんですけども、今後、本管工事についても、その辺も考えの中に入れていただいて、方策を講じていただきたいというふうに思います。

また、ご答弁の中に基本計画を立てるんだよと。これが第4次実施計画の重点施策の中で、勝浦市水道事業基本計画策定事業というのが載っています。それで、平成21年度にやるようになっていますけども、問題はの中身をどういうふうにしようとしているのか、実際に未給水地域の解

消に向けた具体的な取り組みを盛り込む考えがあるのかどうか、その辺、再度、お聞きしておきたいと思います。

次に、旧勝浦有料道路の関係、今、ご答弁いただいて、私、正直、敬服をいたしました。市長初め、当時の水野議長、また八代建設経済常任委員長、その他関係者が国まで要望に行っていたということで、非常に感謝を申し上げる次第でございます。今後、なお一層の要望活動を展開していただきたいというふうに考えるわけですが、1点、この情報が入っているかどうかお聞きしたいんですけども、若潮台団地からこの取り付け道路にアクセスした道路が欲しいという要望があるやに私、聞いておるんですけども、その辺の確認をさせていただきたいと思います。道路の取り付けは以上です。

旧行川アイランドの件、これはさっき申し上げましたけども、市長も政策の一環として何とかしたいということで、雇用の確保、また地域経済の活性化をもくろんでいた中ですけど、いかんせん、相手が民間の企業であるといった中、またこのような経済状況の中ということで、昨年の10月に無期延期の申し出があったというようなことでございますけども、いずれにいたしましても、この間、執行部として大変なご努力があったというふうに伺いますので、これに対しても改めて敬意を表する次第でございます。残念ですけども、やむを得ないと思います。

次に、警察署の件、今、市長からのご答弁でほぼわかりました。ただ、県のほうの工期の延長の申し出があったというようなことで、最終的に今のご答弁では平成23年から24年にやるんだということですけども、そうしますと、荒川小学校の跡地の関係ですけども、これが実施計画の中では、事業番号702で市営庭球場の整備として荒川小学校跡地に市営庭球場を整備します。これが平成21年、22年の実施計画になっております。そういった中で、1つお聞きしたいのは、やむを得ず売却しようとする役所の隣のテニスコートの地代、当然、補償金、この県から入ってくる収入総額と、この荒川小学校の跡地へ設置しようとするテニスコート、県からのお金でこれが間に合うのかどうか。それをお聞きしたいんですけども、あわせて、今、教育長から答弁いただきましたけども、桜井さんと合意になっていると。佐藤さんと賃貸契約も合意をいただいているということなんですけども、向こうへかかる、要するに桜井さんから買い取る総額、あと佐藤さんのほうは賃貸借ですから、年額大したことないと思うんですけど、それとテニスコートをつくろうとする総額、この辺が整合性がとれるのかどうか。場合によっては、県から入ってきたお金では足らなくなるのではないかなというような懸念もあるんですけども、私は勝手に懸念を抱いているわけですから、この辺を正確なご報告をいただければ幸いですというふうに思います。

串浜海岸の関係です。今、ご答弁いただいて、今まで市のほうも非常に大変なご苦労があったというふうに感じました。事の発端は、旧勝浦有料道路の橋脚と申しますか、コンクリートの擁壁が海岸の磯根に出っ張ったということから事が始まったんじゃないかというふうに思いますけども、白砂青松とまでは行きませんが、白い砂浜、これは勝浦市の観光資源というふうに感じます。

あそこはタットの鼻の磯根が当初、砂をかぶるからということでこういう計画をしたんですけども、実際は今現在、既にもう砂がかぶってしまって、磯根資源が枯渇しているというような状況に聞いております。

いずれにしても、今まで総事業費で3億8,000万円、ざっと4億円、その中で市の負担が7,000万円ぐらいあるわけですけども、いずれにしても、あのままの状態では、正直、問題があるのかといったことから、市のほうとして今後、県、国と協議した中で、どういう方向づけをしていくのか、

お考えがあれば、お聞かせをいただきたいというふうに思います。

最後に、例の圏央道の件です。答弁の中で観光、近隣の市町村と関係をとった中で検討していくということなんですけども、ご案内のとおり、アクアラインが1,000円になりました。ゴールデンウィークを見ていると、南房総はアクアラインから経由して館山道を使って入ってくる人たち、アクアライン真っ直ぐ来まして、今の木更津東のインターを出て、広域農道を使って鴨川へ入る人たち、そういったお客の流れができちゃっております。だから、鴨川から向こうへ行くときすごい混雑だったんですね。勝浦はそうでもなかったといったようなことで、今後、この田尾インターについては、かなり重要なインターになるんじゃないかなと思います。

既に大多喜町は企業誘致に動いております。これは昨年の情報なんですけども、そういった中で何だと言ったら、構想としては、多分、市長は細かいことを知っていると思うんですけど、私の情報では物流倉庫だろうと。何で物流倉庫なんだと言ったら、将来的に成田空港が視野に入ってくる。羽田空港も入る。そういった中で、倉庫というのは面積とりますので、地代の安い地域へ誘致をするんだというふうな話を伺ったことがあります。

こういった中で、当然、勝浦もそのまま観光だけじゃなくて、ほかの方策も考えられるんじゃないかなというふうに思いますけども、改めてこの辺もご答弁いただければと思います。

以上で2回目の質問を終わります。

○議長（高橋秀男君） 午後3時20分まで休憩いたします。

午後3時10分 休憩

午後3時20分 開議

○議長（高橋秀男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。藤平水道課長。

○水道課長（藤平光雄君） お答えいたします。まず、未普及地域に対します対策でございますけれども、先ほど市長の答弁の中にありましたように、平成20年、21年、この2カ年で基本計画を現在、策定中でございます。現在は1年目の結果でございますけれども、基礎資料の確認と収集ということで、これから検討に入るベースにつきましては資料が整っておるという状況でございます。これをもとにいたしまして、これからの水需要予測、また将来推計人口等考えた中で、計画を立てていくのが基本でございますけれども、この中にも今、問題となっております未普及に対する対応ということで盛り込んでございます。

また、前回、平成15年、アンケート調査を行いましたけれども、あの当時のアンケートと申しますのは、未普及地域の水事情、また現在どうしているか。それと、それに対します市への要望等ということで、例えば、行政の負担と個人の負担とが明確になって必要、必要じゃないという判断を迫ったわけではございませんでした。ですので、今回、先ほど白木の例を議員、申し上げられましたけれども、実際に加入希望者の負担がどの程度までだったら加入するのか、そういうもので再度意見を聞いた中で方向づけをしていきたいと、そういうふうに現在は考えております。以上です。

○議長（高橋秀男君） 次に、鈴木都市建設課長。

○建設課長（鈴木克己君） お答えいたします。国道128号から297号へのアクセス道路の改善の問題の中で、若潮台団地から取り付け道路にそのまま乗り入れをしたいということについて聞いておるのかということですが、若潮台からは要望書なりの正式な形での要望はございませんが、聞くところ

によりますと、若潮台団地は現在、信号からの進入路、出入り口、1カ所のみで、この先も非常に不便な部分があるという中において、若潮台団地の集中浄化槽が全体の中の南側のほうにあるんですが、そこと今度のアクセス道路、計画道路が隣接することになるんですが、そのところを開いて出入りができないかというようなことは言われているというふうに聞いておりました、それに対して県並びに警察署と事前に要望が出てきた段階でできるのかというよりも、そういう話があったので協議した結果、取り付けはできないという結論をいただいております、今後、要望があってもアクセス道路については無理があるということでございます。以上です。

○議長（高橋秀男君） 次に、藤江財政課長。

○財政課長（藤江信義君） お答え申し上げます。勝浦警察署の移転の関係でございますけれども、基本的には土地売却収入、テニスコート、あるいは市の庁舎用地の一部になりますけれども、これと移転補償費の範囲内で荒川小学校の土地の購入費、あるいは校舎の解体工事、さらには新たな庭球場の新設工事費等、もろもろ、これが土地売却収入、移転補償費の範囲内で行いたいというふうに考えております。

また、細部につきましては、教育課あるいは社会教育課と協議をしなければならないと思っておりますけれども、そういうものを踏まえた上で、今後、県警との細部の協議に臨みたいというふうに考えております。以上です。

○議長（高橋秀男君） 次に、関農林水産課長。

○農林水産課長（関 重夫君） 串浜海岸の砂浜の復元及び磯根の保全対策についてお答えを申し上げます。市長答弁でも申し上げましたとおり、当時、地元勝浦西部漁業協同組合、あるいは地元観光協会、区等とも十分協議いたしまして実施した海岸保全事業であったと思っておりますが、自然界のことですので、潮の流れが当時の設計、計画どおりにいかなかったということで、現状では砂の流出が認められている状況でございます。

しかしながら、そのまま市のほうで見過ごすということもできませんので、当時の調査、測量等を担当いたしましたコンサルタント会社にも状況を確認していただいて、これがどのような改善方法があるのか、今後、調査、検討していきたいと考えております。以上です。

○議長（高橋秀男君） 次に、滝本企画課長。

○企画課長（滝本幸三君） 圏央道のインターの関係になりますけれども、田尾インターが確かにできますと、アクセスの利便性、また都心から時間的短縮が当然図られるわけでありまして。先ほど大多喜のお話もされておりましたけれども、本市にとりましても、当然、利便性が高まるわけでございます。

具体的には、現在、検討はしておりませんが、この誘致等につきましては土地の整備、環境の整備等々、必要になってくるわけでありまして、今後の検討課題として考えていきたいというふうに考えます。以上です。

○議長（高橋秀男君） ほかに質問はありませんか。丸 昭議員。

○13番（丸 昭君） ありがとうございます。最後、3回目です。まず水道なんですけど、今、基本計画でご説明いただきました。ただ、今まで、さっきも一般会計からの繰出金の関係でちょっと触れたんですけど、平成20年度の当初予算だと市水から広域、合わせますと5,200万円繰出金があります。平成19年度が5,800万円、年々減ってきております。ということは、水源開発の分が既に平成18年度で消滅しておりますので、そんな関係で市水に対する繰出金が減っております。

今、給水率が96.何%だと思んですけど、大ざっぱに3%が未給水地域に当たるわけです。そうすると、単純な考え方で一般会計から5,000万円以上を繰り出しているわけですから、本来は3%ぐらいは未給水区域へ何らかの対策を打ち出してしてもばちは当たらないというふうに考えますけども、その辺もどう考えているのか、最後にご答弁をいただきたいと思います。

1回目の市長の答弁の中にもありました。水質の検査、これも実際、あんまり実績が上がってないようでありますけども、市行政の姿勢を、未給水地域に対する前向きな姿勢を明示するといったような姿勢が見えたということで、私は一歩前進したかなと。実績はともかくとしても、姿勢はよく見えてきたというふうに考えます。

そういった中で、この辺で5,000万円の3%で年間150万円ぐらいは何らかの方策を講じて、納税者に対して平等な立場をとれるんじゃないかなというふうに思いますので、改めてご答弁をいただきたいと思います。

次に、旧勝浦有料道路はわかりました。結構です。

行川アイランドの件、1点だけお聞きしておきたいんですけども、昨年10月に工期の無期延期が市長のほうへ申し込みされた。この件、要するに税金の関係なんですけども、固定資産税、突然の質問で申しわけないんですけども、この場でわかっただけで結構です。今の状況を教えていただきたいと思います。

それと警察署の関係です。これは財政課長に今、答弁いただきました。教育長もさっき答弁いただきました。これは非常に不親切だと思いますよ。既に単価まで、総額まで、金額わかっているでしょう。表に出せないんですか。

もう一つは、テニスコートが平成21年、22年、第4次実施計画に載っている。ところが、警察のほうのあれは、平成23年、24年だよ。県のほうで先に金、くれるんですか。それとも、起債でも起こして、4次実施計画のとおり、平成21年、22年でテニスコートつくるんだよ。だから、私は今回、県から幾ら入ってくるのか、それと桜井さんのほうに幾ら払うのか、3回目ですから、時間もありません。そういったことで、その辺、親切心があれば、2回目の答弁で出てきたかなと思ったんですけども、これで最後ですから、確認をさせていただきたいと思います。

報告できないならいいんですよ、決まってないならいいんです。決まっているものであれば、報告してもらいたい。

今回、質問の総体的な部分から申し上げますと、行川アイランドの件もそうです。今の警察署の問題もそうですけども、執行部としては報告する責務、義務までは行きませんが、責任があるんじゃないかなと。私どもに聞かれてから答弁するようじゃ、それはちょっとおかしいんじゃないかなと。これからもあることですので、そういう前向きな姿勢がとれるのかどうか、その辺、できれば、最初、市長に答弁いただいたから、副市長あたりからでもその辺の姿勢について前向きなご答弁をいただきたいというふうに思います。

以上で3回目を終わります。

○議長（高橋秀男君） 答弁を求めます。最初に、藤平水道課長。

○水道課長（藤平光雄君） お答えいたします。一般会計からの補助金の3%程度は、こういうものに使ってはどうかということでございますけれども、この件につきましては一般会計のほうと協議しなければ、私がここで即答できる問題ではございませんので、そういうことでご了承いただきたいと思っております。

○議長（高橋秀男君） 次に、杉本副市長。

○副市長（杉本 栄君） お答えいたします。ただいま丸議員から報告義務というご発言もありましたけれども、内容的に十分理解していませんけれども、一般論で申し上げますと、いろいろ行政独自の計画、あるいは民間の計画等々がございます。特に行政独自の諸計画につきましては、ご案内のとおり総合計画あるいは後期実施計画、イコール予算ということで、その辺で議会または議員の皆様方にはご理解をいただいているというふうに思うわけでございまして、特にその中でも予算の伴わないものももちろんございまして、それらにつきましては、市政運営あるいは住民に影響あるものにつきましては、今後も引き続き報告をさせていただきたいと思っております。

ただ、民間等の計画につきましては、いろいろな形で情報が議会の皆様、議員の皆様方にも情報が入る場合もありますし、行政にも耳に入る場合等がございしますが、いずれにいたしましても、確たる決定等を踏まえないと、我々といたしましても、議会の場で報告することもできませんので、その辺の状況を判断した上で、民間等の計画があり、また決定した段階で報告をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（高橋秀男君） 次に、渡辺税務課長。

○税務課長（渡辺恵一君） お答えいたします。共立メンテナンスの固定資産税につきまして、お答えをいたします。税の滞納はございません。以上でございます。

○議長（高橋秀男君） 答弁を求めます。藤江財政課長。

○財政課長（藤江信義君） それでは、改めて勝浦警察署の移転の関係についてお答えをさせていただきます。県の平成21年度6月補正予算に勝浦警察署の整備事業ということで1億6,000万円、予算が計上されております。ただ、この内容について、先ほど申し上げました土地売払収入、移転補償費も当然これは含まれていると考えておりますけれども、その他もろもろの経費等についても、当然この中には含まれていると思われまので、その辺、再度、県議会が7月8日に終了するというところでございまして、その際にもう少し内容を詰めたお話を聞いた上で、またご報告をしたいというふうに思っておりますので、今回、ご報告しなかった次第でございます。

いずれにいたしましても、市長答弁にございましたように、今後、機会をとらえまして交渉経過につきましてご報告をさせていただきたいと考えております。以上です。

○議長（高橋秀男君） 答弁を求めます。松本教育長。

○教育長（松本昭男君） 荒川小学校の土地につきまして、東光寺の桜井英夫氏との土地の売買でございますけれども、これについては1,470万円ということで話が整っております。以上です。

○議長（高橋秀男君） 答弁を求めます。藤江財政課長。

○財政課長（藤江信義君） たびたび失礼いたしました。その辺の実施計画と、今回の平成23年、24年度の勝浦警察署の建てかえの関係でございしますが、いずれにいたしましても、基本的に新しいテニスコートができ、当然、供用開始後に初めて撤去工事といえますか、新しい勝浦警察署の工事ということに着手をするということは、県警のほうにも絶えず言っております。そういう形で、テニスコートの利用者に不便をかけないように、これが今後の交渉の一つのポイントになるというふうに思っております。そういうふうに、予算関係につきましても、不便がないように、早い時期に予算関係を計上したいというような考え方でおります。以上です。

○議長（高橋秀男君） これをもって一般質問を終結いたします。

散 会

○議長（高橋秀男君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。
6月11日は午前10時から会議を開きますので、ご参集を願います。
本日はこれをもって散会いたします。

午後3時41分 散会

本日の会議に付した事件

1. 一般質問